

# 資料編

# 広島県子どもの貧困対策計画

## 1 趣旨

平成 25 年に子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）が成立し、それを受け国は平成 26 年に子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を策定しました。

広島県では、法律に基づき、大綱を踏まえ、平成 27 年に「ひろしまファミリー夢プラン」に位置付ける形で「広島県子どもの貧困対策計画」を策定し、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、庁内に局横断組織である「子供未来応援プロジェクト・チーム」を設置し一体的な取組を進めたほか、国や市町との密接な連携の下に、子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を総合的に推進してきました。

今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題、調査の結果、今年度成立した子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の趣旨などを踏まえ、新たな「広島県子どもの貧困対策計画」を策定します。

## 2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）

(2) 根拠法令 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条

## 3 本県の子供の生活状態

平成 29 年度には、県内の子供の生活実態や学習環境を把握するため、「広島県子供の生活に関する実態調査」（以下「調査」という。）を行いました。

調査では、子供の生活状態を世帯の所得額だけでなく家庭環境全体で把握すべきであると考え、低所得に加え、家計の逼迫（経済的な理由による公共料金や家賃の滞納経験など）と、子供の体験や所有物の欠如（経済的な理由によるもの）の 3 つの要素も合わせて調べたところ、2 つ以上の要素に該当する「生活困窮層」と、いずれか一つの要素に該当する「周辺層」を合わせた「生活困難層」にある家庭が、小学校 5 年生で 25.7%、中学校 2 年生で 27.8%であることが分かりました。

## 4 主な取組の方向 【 】は、本編の参照箇所

### 教育の支援

(1) 乳幼児期の教育・保育

- ・ 全ての子供に質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤形成を図るため、乳幼児教育支援センターを拠点として家庭教育支援や園・所等における教育・保育内容の充実に総合的に取り組みます。【領域 柱 1(1)

(2)】

(2) 地域に開かれた学校プラットフォーム

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの人材確保及び専門性の向上を図るとともに、校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクールとの連携などを含めた多様な学びの場の提供を通じて、学校・社会とのつながりが途

切れないための居場所づくりを進めるなど、教育相談体制や不登校児童生徒等に対する支援の充実に取り組みます。【領域 柱2(4)】

- ・ 個々の児童生徒の学習のつまずきに対応した指導をはじめとする、児童生徒の興味関心・特性等に応じた学習支援や日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実に取り組みます。【領域 柱2(4)】
- ・ できるだけ貧困の連鎖の経路の早い段階での対応を行うため、福祉と教育の情報共有など、就学後も含めた、子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する仕組みを構築します。【領域 柱1(1)】

#### (3) 高等学校等における修学継続のための支援

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人材確保及び専門性の向上、生徒指導體制・教育相談体制の充実、個々の生徒の就職希望に沿った指導の強化、キャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成などに取り組みます。【領域 柱2(2)(3)(4)】

#### (4) 教育費負担の軽減

- ・ 厳しい経済状況にある生徒の修学を支援するため、高等学校等奨学金制度を充実させるほか、教育費負担を軽減する制度の広報、利用促進を図ります。【領域 柱2(4)】

#### (5) 地域における学習支援等

- ・ 放課後等の子供の居場所の質を維持・向上させるため、体験活動等を支援する人材の確保や育成に取り組めます。【領域 柱2(2)】

### 生活の安定に資するための支援

#### (1) 親の妊娠期・出産期、子供の乳幼児期における支援

- ・ できるだけ連鎖の経路の早い段階での対応を行うため、母子保健と子育て支援が一体となった見守り・サポート体制である「ひろしま版ネウボラ」の構築、市町における「ひろしま版ネウボラ」と「子ども家庭総合支援拠点」の一体的運用の促進、福祉と教育の情報共有など就学後も含め子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する仕組みの構築などに取り組みます。【領域 柱1(1)】
- ・ 「ひろしま版ネウボラ」の構築を通して、妊産婦や乳幼児の健康診査の確実な受診の働きかけ、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制構築の促進、健康診査や予防接種データ等の電子化による効果的な利活用や関係機関と共有する仕組みづくりの促進などに取り組みます。【領域 柱1(2)】

#### (2) 保護者の生活支援

- ・ 市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親家庭の状況や課題、ライフステージやライフスタイルに応じて、様々な支援策を組み合わせるなど、親子それぞれに最適な支援メニューが提供され、母子父子自立支援員などが支援のコーディネーターとして活躍できるよう人材育成を図るとともに関係機関・部署の連携を促進します。【領域 柱3(2)】
- ・ 幼児教育・保育需要の正確な把握と、それをベースとした計画的な保育所等の整備や保育士確保の推進、保育士・保育教諭・幼稚園教諭の資質向上のための研修の充実に取り組みます。【領域 柱2(1)】

### (3) 子供の生活支援

- ・ 市町や地域における里親を支える体制づくり，短期間子供を預かる短期里親の増加，こども家庭センターにおける里親支援機能の強化，新生児里親委託の取組の推進などに取り組みます。【領域 柱2(1)】
- ・ 社会的養護が必要な子供のうち，里親委託等が困難な子供については，できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに，児童養護施設等が培ってきた子供の養育に関する専門性の地域の子育て支援への活用に取り組みます。【領域 柱2(2)】
- ・ 望ましい食習慣をはじめとする基本的な生活習慣づくりに取り組みます。【領域 柱2(6)】

### (4) 住宅に関する支援

- ・ 県営住宅における新婚・子育て世帯の入居の優遇措置について活用を促進していきます。【領域 柱4(2)】

### (5) 児童養護施設退所者等に関する支援

- ・ 退所児童等アフターケア事業所や児童養護施設，自立援助ホーム等を活用し，社会的養護の出身者への生活，就学，就労への助言，支援に取り組みます。【領域 柱2(3)】

### (6) 支援体制の強化

- ・ 市町や地域における里親を支える体制づくり，短期間子供を預かる短期里親の増加，こども家庭センターにおける里親支援機能の強化，新生児里親委託の取組の推進などに取り組みます。【領域 柱2(1)】 再掲
- ・ 社会的養護が必要な子供のうち，里親委託等が困難な子供については，できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに，児童養護施設等が培ってきた子供の養育に関する専門性の地域の子育て支援への活用に取り組みます。【領域 柱2(2)】 再掲
- ・ 市町の在宅支援体制を強化するための全ての市町への子ども家庭総合支援拠点の設置の推進，人材育成等の質の向上のための支援，市町における「ひろしま版ネウボラ」と「子ども家庭総合支援拠点」の一体的運用の促進に取り組みます。【領域 柱1(3)】
- ・ 市町のひとり親支援担当部署において，ひとり親家庭の状況や課題，ライフステージやライフスタイルに応じて，様々な支援策を組み合わせるなど，親子それぞれに最適な支援メニューが提供され，母子父子自立支援員などが支援のコーディネーターとして活躍できるよう人材育成を図るとともに関係機関・部署の連携を促進します。【領域 柱3(2)】 再掲

## 保護者の就労支援

### (1) 職業生活の安定と向上のための支援

- ・ 仕事と子育ての両立など，誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組みます。【領域 柱3】

### (2) ひとり親に対する就労支援

- ・ 市町のひとり親支援担当部署において，ひとり親家庭の状況や課題，ライフステージやライフスタイルに応じて，様々な支援策を組み合わせるなど，親子それぞれに最適な

支援メニューが提供され、母子父子自立支援員などが支援のコーディネーターとして活躍できるよう人材育成を図るとともに関係機関・部署の連携を促進します。【領域 柱3 (2)】 再掲

子供のいる世帯の経済的支援

- ・ 高等学校等奨学金制度の充実及び教育費負担を軽減する制度の広報・利用促進に取り組みます。【領域 柱2 (4)】 再掲
- ・ 子育て家庭や子供と子育て家庭に携わる関係者が、養育費と面会交流の重要性について知り、理解を深め、養育費の取り決めと実効性のある受け渡し、面会交流の取り決めと円滑な実施が行われるような取組を促進します。【領域 柱3 (1)】

【関係する成果指標等】

	種別	指標	現状	目標(R6)
教育の支援	成果	「遊び 学び 育つひろしまっ子!」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合	74.1% (H30)	80.0%
	成果	全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合	小学校：13.9% 中学校：18.8% (R1)	小学校：11.5% 中学校：16.5%
	成果	いじめの解消率 (公立小・中・高・特別支援学校)	83.0% (H30)	83.6%
	成果	不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合(公立小・中学校)	51.2% (H30)	53.0%
	成果	中途退学率(公立高等学校)	1.1% (H30)	0.8%
	参考	スクールカウンセラーによる相談対応の結果、状況が好転した割合	39.7% (H30)	52.0%
	参考	スクールソーシャルワーカーによる支援の結果、状況が好転した割合	55.7% (H30)	61.0%
	成果	新規高等学校卒業生就職率	99.1% (H31.3卒)	全国平均以上
	成果	新規高等学校卒業生の3年以内の離職率	36.0% (H27.3卒)	全国平均以下
	成果	放課後児童クラブの低学年待機児童数 (5/1時点)	6人 (R1.5.1)	0人
参考	放課後児童支援員の有資格率	56.9% (R1.5.1)	80.0%	

(注)「成果」：本編において「成果指標」としているもの  
「参考」：本編において「参考指標」としているもの

【関係する成果指標等】

	種別	指標	現状	目標 (R6)
生活の安定に資するための支援	成果	安心して妊娠, 出産, 子育てができると思う者の割合	80.0% (R1)	85.0%
	参考	妊娠, 出産について満足している者の割合 (産後, 退院してからの1か月程度, 助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができた割合)	77.5% (H29)	85.0%
	参考	育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合	74.3% (H29)	80.0%
	参考	ひろしま版ネウボラの基本型を実施している市町数	6市町 (R1)	18市町
	参考	子供たちに関する様々なリスクを把握し予防的支援を行っている市町数	1市町 (R1)	4市町
	成果	ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	52.2% (R1)	58.8%
	参考	児童扶養手当の18歳到達による資格喪失通知対象者への進路調査による進学率 (高等学校卒業後)	R2.4 調査予定	調査結果を踏まえ設定
	成果	保育所の待機児童数 (4/1時点)	128人 (H31.4.1)	0人
	参考	就業保育士数	12,870人 (H29.10)	14,461人
	参考	保育施設の利用定員数	71,251人 (H31.4)	75,677人
	成果	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	16.1% (H30)	30.7%
	参考	認定・登録里親数およびファミリーホーム設置か所数	214世帯4か所 (H30)	310世帯7か所
	参考	里親マッチング率 (里親委託児童数/里親数) ファミリーホームに係るものは除く	45.8% (H30)	66.7%
	成果	県内児童 (小学6年生) の朝食欠食率	4.4% (R1)	3.7%
	参考	3歳児でう蝕がない人の割合	86.7% (H29)	90.0%以上 (R5)
	成果	施設入所児童のうち, 家庭的環境のグループホーム (小規模かつ地域分散化した施設) で生活する子供の割合	4.9% (H30)	16.3%
	成果	地域の中で, 親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や, 信頼できる人がいると感じる割合	67.8% (R1)	73.8%
	参考	県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数 (累計)	452戸 (H30)	725戸
	成果	社会的養護のもとで生活する子供の進学率 (高等学校卒業後)	34.3% (5年平均 H25-H29)	46.2%
	参考	義務教育終了後に支援を要する子供のための自立援助ホーム (シェルターを除く) の設置か所数	3か所 (H30)	6か所
成果	支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点」の設置市町数	1市町 (H30)	23市町	
労務支援	成果	働き方改革に取り組む企業の割合	58.6% (H30)	80.0%以上 (R2)
	成果	ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	52.2% (R1)	58.8%
	参考	児童扶養手当の18歳到達による資格喪失通知対象者への進路調査による進学率 (高等学校卒業後)	R2.4 調査予定	調査結果を踏まえ設定
経済的支援	成果	養育費の取り決め状況 (取り決めをしている割合)	42.1% (R1)	52.7%
	成果	面会交流の取り決め状況 (取り決めをしている割合)	29.6% (R1)	40.2%
	参考	母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	63件 (H30)	100件

## 「ひろしま子供の未来応援プラン」体系

領域 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

### 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

領域 子供たちが生まれ育つ環境

### 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期医療体制の確保・充実
- (4) 小児救急医療体制の確保・充実

### 柱2 子供の居場所の充実

- (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域における放課後等の子供の居場所の充実

### 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

### 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限に高めることができる環境

### 柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

### 柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親委託等の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

### 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親になる前の親子支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

### 柱4 障害のある子供への支援

- (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

## 「広島県子どもの貧困対策計画」体系

### 教育の支援

- (1) 乳幼児期の教育・保育
- (2) 地域に開かれた学校プラットフォーム
- (3) 高等学校等における修学継続のための支援
- (4) 教育費負担の軽減
- (5) 地域における学習支援等

### 生活の安定に資するための支援

- (1) 親の妊娠期・出産期、子供の乳幼児期における支援
- (2) 保護者の生活支援
- (3) 子供の生活支援
- (4) 住宅に関する支援
- (5) 児童養護施設退所者等に関する支援
- (6) 支援体制の強化

### 保護者の就労支援

- (1) 職業生活の安定と向上のための支援
- (2) ひとり親に対する就労支援

### 子供のいる世帯の経済的支援

実線：位置づけている領域・柱  
破線：関連が深い領域・柱

# 広島県母子保健計画

## 1 趣旨

少子化や核家族化等に伴い、子育て環境が変化する中で、安心して子供を産み、子供がより健やかに育まれるためには、医療や福祉、教育等の諸施策との地域での連携のもと、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要です。また、県内のどの地域においても疾病や障害、経済的な状況等の個人や家庭環境の違いなどの多様性に対応する母子保健サービスの展開が求められています。

こうした中、国においては平成 27 年に母子保健の主要な取組を提示するビジョンである「すこやか親子 21 (第 2 次)」が策定され、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を 10 年後に目指す姿とし、その実現に向けた課題を設定して取り組んでいます。

広島県の「母子保健計画」は、平成 27 (2015) 年に「ひろしまファミリー夢プラン」に位置付けて策定し、取り組んできました。今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組や課題について、国の「すこやか親子 21 (第 2 次)」の指標等を踏まえて取りまとめ、「ひろしま子供の未来応援プラン」(仮称)に盛り込んで策定します。

## 2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 令和 2 年度～令和 6 年度 (5 年間)

(2) 根 拠 「母子保健計画について」(平成 26 年 6 月 17 日付け雇児発 0617 第 1 号厚生労働省雇用均等・家庭局長通知)

## 3 取組の方向 【 】は、本編の参照箇所

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策【領域 柱 1 (1),(2)】

- ・ 母子保健と子育て支援が一体となった見守り・サポート体制である「ひろしま版ネウボラ」を構築します。
- ・ 傾聴と対話を重視し、子育て家庭に寄り添うことにより構築された信頼関係の中で、不安や課題を利用者とともに早期に解決するなど予防的支援を行うことができる高いスキルを持った人材を育成します。
- ・ 医療機関や幼稚園・保育所等関係機関とネウボラの連携の仕組みや産後ケア等サービスの提供体制など、ネウボラの実施に向けた課題への対応を市町とともに検討し解決します。
- ・ 適切な健康管理、効果的な保健指導等を行うための情報について、健康診査や予防接種データ等の電子化による効果的な利活用や関係機関と共有する仕組みづくりを促進します。

(2) 子供の健やかな成長を見守り育む地域づくり【領域 柱 1 (1)】

福祉と教育の情報共有など、就学後も含めた、子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する仕組みを構築します。

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策【領域 柱 1 (2)】

若い世代に対して、妊娠・出産の仕組みや妊産婦の喫煙・飲酒等の健康管理、母親・父親の役割や愛着形成の重要性など、自分のライフプランを含めて考えることのできる環境づくりや知識の普及、情報提供に取り組みます。

(4) 子育てに不安を感じる親に寄り添う支援【領域 柱 1 (2)】

低出生体重児や多胎児、食物アレルギー等の疾患を有する配慮が必要な乳幼児と保護者に対する支援とともに新生児における聴覚障害の早期発見・早期療育が行われるよう、関係機関と連携した支援体制の充実に図ります。



#### (5) 妊娠期からの児童虐待防止対策【領域 柱1(1),(2)】

- ・ 「ひろしま版ネウボラ」の構築を通して、妊産婦や乳幼児が健康診査を確実に受診するよう働きかけるとともに、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制の構築を促進します。
- ・ 市町における「ひろしま版ネウボラ」と「子ども家庭総合支援拠点」の一体的運用を促進します。

#### 【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R6)
成果	安心して妊娠,出産,子育てができると思う者の割合	80.0% (R1)	85.0%
参考	妊娠,出産について満足している者の割合(産後,退院してから1か月程度,助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができた割合)	77.5% (H29)	85.0%
参考	育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合	74.3% (H29)	80.0%
参考	ひろしま版ネウボラの基本型を実施している市町数	6市町 (R1)	18市町
参考	子供たちに関する様々なリスクを把握し予防的支援を行っている市町数	1市町 (R1)	4市町

(注)「成果」: 本編において「成果指標」としているもの  
「参考」: 本編において「参考指標」としているもの

#### 4 その他

母子保健計画の不妊治療,不育症に関する支援は,「広島県保健医療計画」に記載しています。

## 「ひろしま子供の未来応援プラン」体系

領域 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

### 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

領域 子供たちが生まれ育つ環境

### 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期医療体制の確保・充実
- (4) 小児救急医療体制の確保・充実

### 柱2 子供の居場所の充実

- (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域における放課後等の子供の居場所の充実

### 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

### 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限に高めることができる環境

### 柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

### 柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親委託等の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

### 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親になる前の親子支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

### 柱4 障害のある子供への支援

- (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

## 「広島県母子保健計画」体系

- 1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 2 子供の健やかな成長を見守り育む地域づくり
- 3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- 4 子育てに不安を感じる親に寄り添う支援
- 5 妊娠期からの児童虐待防止対策

( 線 : 位置付けている柱・要素 )

## 教育・保育の量の見込みと確保方策（教育・保育の需給計画）

### 1 趣旨

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

そのため、市町村は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、管内における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期等（以下、「教育・保育の需給計画」という。）を定めています。

本県では、市町が作成した教育・保育の需給計画を設定区域ごとに集計し、教育・保育の需給計画を策定します。

### 2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

(2) 根拠法令 子ども・子育て支援法第62条第2項

### 3 取組の方向 領域 柱2(1)参照

幼児教育・保育需要の正確な把握と、それをベースとした計画的な保育所等の整備や保育士確保を推進します。

#### 【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R6)
成果	保育所の待機児童数(4/1時点)	128人 (H31.4.1)	0人
参考	就業保育士数	12,877人 (H29.10)	14,481人
参考	保育施設の利用定員数	71,251人 (H31.4)	75,519人
参考	認定こども園の設置数	169施設 (H31.4)	215施設

(注)「成果」:本編において「成果指標」としているもの

「参考」:本編において「参考指標」としているもの

### 4 区域の設定

県区域として、市町を単位とした23区域を設定し、区域ごとの教育・保育の量の見込みに応じた確保方策を実施します。

国の基本指針における「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調」に係る県で定める数については、既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行を促進する観点から、認可・認定基準を満たす限り定員設定に留意しながら認可・認定を行うこととし、具体的な数値は定めないこととします。

内閣府告示第86号「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

## 5 教育・保育の量の見込みと確保方策

### 【教育・保育の量の見込みと確保方策】

年度		令和2年度			令和3年度		
区域	区分	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
		満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定
広島県	量の見込み	28,033	39,554	27,895	27,133	39,254	28,149
	確保方策 特定教育・保育施設等	32,536	43,881	27,784	31,697	44,776	28,450
	特定地域型保育事業等	2	147	1,887	2	147	1,994

### <各市町の見込みと確保方策>

年度		令和2年度			令和3年度		
区域	区分	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
		満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定
1 広島市	量の見込み	13,390	16,576	11,671	12,868	16,512	11,955
	確保方策 特定教育・保育施設等	13,390	17,270	11,168	12,868	17,829	11,524
	特定地域型保育事業等	0	0	981	0	0	1,019
2 呉市	量の見込み	2,042	2,267	1,478	1,937	2,278	1,445
	確保方策 特定教育・保育施設等	2,040	2,262	1,448	1,935	2,273	1,420
	特定地域型保育事業等	2	5	26	2	5	25
3 竹原市	量の見込み	119	251	172	119	255	157
	確保方策 特定教育・保育施設等	170	335	200	170	335	199
	特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
4 三原市	量の見込み	1,025	931	999	967	879	934
	確保方策 特定教育・保育施設等	1,617	1,100	919	1,617	1,100	919
	特定地域型保育事業等	0	0	81	0	0	121
5 尾道市	量の見込み	1,282	1,504	1,091	1,178	1,471	1,139
	確保方策 特定教育・保育施設等	2,099	1,900	1,152	2,071	1,924	1,156
	特定地域型保育事業等	0	0	109	0	0	109
6 福山市	量の見込み	4,204	7,381	5,165	4,111	7,231	5,201
	確保方策 特定教育・保育施設等	5,623	8,004	5,269	5,538	8,084	5,378
	特定地域型保育事業等	0	0	387	0	0	387
7 府中市	量の見込み	62	678	377	59	649	363
	確保方策 特定教育・保育施設等	100	883	387	100	883	387
	特定地域型保育事業等	0	0	9	0	0	9
8 三次市	量の見込み	240	896	743	227	847	741
	確保方策 特定教育・保育施設等	238	1,541	657	238	1,541	657
	特定地域型保育事業等	0	71	128	0	71	128
9 庄原市	量の見込み	71	568	378	71	579	355
	確保方策 特定教育・保育施設等	210	856	395	210	856	395
	特定地域型保育事業等	0	46	43	0	46	43
10 大竹市	量の見込み	228	343	259	232	348	240
	確保方策 特定教育・保育施設等	235	390	229	235	380	239
	特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	18
11 東広島市	量の見込み	2,069	3,157	1,743	2,099	3,199	1,862
	確保方策 特定教育・保育施設等	2,420	3,666	2,139	2,420	3,756	2,199
	特定地域型保育事業等	0	0	19	0	0	19
12 廿日市市	量の見込み	1,195	1,898	1,451	1,195	1,943	1,419
	確保方策 特定教育・保育施設等	1,865	2,411	1,429	1,865	2,501	1,564
	特定地域型保育事業等	0	0	37	0	0	49
13 安芸高田市	量の見込み	92	437	253	87	411	249
	確保方策 特定教育・保育施設等	149	490	313	144	490	313
	特定地域型保育事業等	0	25	5	0	25	5
14 江田島市	量の見込み	52	293	170	52	293	157
	確保方策 特定教育・保育施設等	85	326	199	85	326	199
	特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0

【教育・保育の量の見込みと確保方策】

令和4年度			令和5年度			令和6年度			広島県
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
26,163	38,733	28,213	25,635	38,553	27,889	25,196	38,381	27,520	
31,189	44,745	28,643	30,902	44,707	28,613	30,722	44,640	28,595	
2	146	2,081	2	146	2,119	2	146	2,138	

<各市町の見込みと確保方策>

令和4年度			令和5年度			令和6年度			区域
1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	
12,458	16,669	11,753	12,262	16,727	11,578	12,199	16,853	11,380	
12,458	17,961	11,610	12,262	18,004	11,625	12,199	18,029	11,641	
0	0	1,076	0	0	1,114	0	0	1,133	
1,832	2,161	1,446	1,780	2,091	1,423	1,708	2,002	1,402	
1,830	2,157	1,421	1,778	2,087	1,398	1,706	1,998	1,377	
2	4	25	2	4	25	2	4	25	
112	242	155	115	249	149	106	229	142	
170	335	198	170	335	197	170	335	196	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
929	844	879	894	812	829	835	759	781	
1,617	1,100	919	1,617	1,100	919	1,617	1,100	919	
0	0	121	0	0	121	0	0	121	
1,076	1,430	1,158	982	1,394	1,165	941	1,424	1,171	
2,050	1,932	1,169	2,036	1,956	1,159	2,011	1,976	1,163	
0	0	109	0	0	109	0	0	109	
3,941	6,944	5,313	3,946	6,964	5,278	3,912	6,918	5,231	
5,562	8,071	5,376	5,562	8,056	5,376	5,562	8,056	5,376	
0	0	405	0	0	405	0	0	405	
55	613	369	54	590	357	52	583	345	
110	873	387	110	873	387	110	873	387	
0	0	9	0	0	9	0	0	9	
226	842	702	220	820	695	218	812	690	
238	1,541	657	238	1,541	657	238	1,541	657	
0	71	128	0	71	128	0	71	128	
70	556	339	69	541	329	68	513	320	
210	856	395	210	856	395	210	856	395	
0	46	43	0	46	43	0	46	43	
211	317	245	210	316	237	197	297	227	
250	375	252	250	375	252	250	368	247	
0	0	18	0	0	18	0	0	18	
2,033	3,169	1,999	1,911	3,148	2,035	1,811	3,163	2,056	
2,420	3,756	2,199	2,420	3,756	2,199	2,420	3,756	2,199	
0	0	19	0	0	19	0	0	19	
1,195	1,967	1,488	1,195	1,975	1,489	1,195	1,970	1,487	
1,865	2,501	1,609	1,865	2,501	1,609	1,865	2,501	1,609	
0	0	61	0	0	61	0	0	61	
85	403	244	81	388	238	80	380	233	
141	490	313	139	490	313	137	490	313	
0	25	5	0	25	5	0	25	5	
43	265	155	42	255	144	35	235	137	
55	300	165	55	300	165	55	300	165	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	

年度		令和2年度			令和3年度				
区域	区分	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定		
		満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定	満3歳以上 教育認定	満3歳以上 保育認定	満3歳未満 保育認定		
15	府中町	量の見込み	926	648	701	922	644	698	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	926	648	639	922	644	636
			特定地域型保育事業等	0	0	62	0	0	62
16	海田町	量の見込み	619	403	416	604	430	433	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	745	390	357	757	442	393
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
17	熊野町	量の見込み	176	235	202	179	238	190	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	176	235	202	179	238	190
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
18	坂町	量の見込み	50	273	159	45	263	155	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	55	289	161	55	289	161
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
19	安芸太 田町	量の見込み	9	90	50	6	82	50	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	119	106	50	14	106	50
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
20	北広島町	量の見込み	51	286	153	51	285	149	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	65	330	179	65	330	179
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
21	大崎上 島町	量の見込み	48	55	45	47	54	43	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	55	55	45	55	55	45
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
22	世羅町	量の見込み	50	275	162	44	260	157	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	121	275	174	121	275	174
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0
23	神石高 原町	量の見込み	33	109	57	33	103	57	
		確保 方策	特定教育・保育施設等	33	119	73	33	119	73
			特定地域型保育事業等	0	0	0	0	0	0

(施設型給付費等の支給を受ける子供の認定区分)

- 1号認定：満3歳以上の小学校就学前子供であって、次号以外のもの
- 2号認定：満3歳以上の小学校就学前子供であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 3号認定：満3歳未満の小学校就学前子供であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

当該表においては、2号認定のうち教育を希望するものについては、1号認定に含めている。

令和4年度			令和5年度			令和6年度			区域
1号認定 満3歳以上 教育認定	2号認定 満3歳以上 保育認定	3号認定 満3歳未満 保育認定	1号認定 満3歳以上 教育認定	2号認定 満3歳以上 保育認定	3号認定 満3歳未満 保育認定	1号認定 満3歳以上 教育認定	2号認定 満3歳以上 保育認定	3号認定 満3歳未満 保育認定	
918	642	738	900	630	734	893	626	727	府中町
918	642	676	900	630	672	893	626	665	
0	0	62	0	0	62	0	0	62	
586	448	429	591	448	429	588	448	429	海田町
777	448	429	777	448	429	777	448	429	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
175	233	186	170	225	179	159	213	175	熊野町
175	233	186	170	225	179	159	213	175	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
46	233	152	43	226	145	38	225	137	坂町
55	289	161	55	289	161	55	289	161	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	73	50	4	72	50	3	73	50	安芸太 田町
14	106	50	14	106	50	14	106	50	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
50	278	149	51	285	146	49	274	143	北広島 町
65	330	179	65	330	179	65	330	179	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
47	53	44	49	54	43	47	53	42	大崎上 島町
55	55	45	55	55	45	55	55	45	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
40	253	165	36	245	163	32	233	162	世羅町
121	275	174	121	275	174	121	275	174	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	98	55	30	98	54	30	98	53	神石高 原町
33	119	73	33	119	73	33	119	73	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 「ひろしま子供の未来応援プラン」体系

領域 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

### 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

領域 子供たちが生まれ育つ環境

### 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期医療体制の確保・充実
- (4) 小児救急医療体制の確保・充実

### 柱2 子供の居場所の充実

- (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域における放課後等の居場所の充実

### 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

### 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限に高めることができる環境

### 柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

### 柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親委託等の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

### 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親になる前の親子支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

### 柱4 障害のある子供への支援

- (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学育の充実

幼児教育・保育の量の見込みと確保方策  
(教育・保育の需給計画)

線は位置付けている柱・要素



## 広島県社会的養育推進計画

### 1 趣旨

児童虐待を受けた子供や様々な理由により家族と共に生活することが困難な子供など社会的養育を必要とする子供たちについて、平成 28 年改正児童福祉法の理念に基づく、子供の権利擁護や家庭養育優先原則を徹底し、子供の最善の利益を実現するため、平成 27 年 3 月に策定した広島県家庭的養護推進計画を全面的に見直し、新たに本県における社会的養育推進に係る施策の方向性を明確にし、計画期間中の具体的な数値目標や達成期限を示した広島県社会的養育推進計画を策定します。

### 2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 前期：令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）

後期：令和 7 年度～令和 11 年度（5 年間）

(2) 根拠法令 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）

### 3 取組の方向 【 】は、本編の参照箇所

(1) 当事者である子供の権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）【領域 柱 2（3）】

- ・ 社会的養護のもとで生活している子供の意見表明権を保障する仕組みを整えるなど、権利擁護に取り組みます。

(2) 市町の子供家庭支援体制の構築等に向けた県の取組【領域 柱 1（3）】

- ・ 児童虐待対応における市町の在宅支援機能を強化するため、全ての市町への「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。
- ・ 市町における「子ども家庭総合支援拠点」と「ひろしま版ネウボラ」（子育て世代包括支援センター）との一体的運用を促進します。

(3) 里親等への委託の推進に向けた取組・パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組【領域 柱 2（1）】

- ・ 里親制度の更なる普及・啓発を図り、里親について正しく広く理解されるよう取組めます。
- ・ 子供を委託した里親に対する研修や支援を充実し、子供との愛着関係の形成、養育力の向上を図るとともに、市町や地域において、里親を支える環境づくりを進めます。
- ・ ショートステイや一時保護委託などにより、短期間、里親が子供を預かる取組を増やし、地域の要支援家庭への支援を行います。
- ・ こども家庭センターにおけるフォスタリング業務（啓発、リクルート、研修、マッチング、里親支援）を強化するとともに、民間委託を進めます。
- ・ 新生児里親委託の取組を推進し、将来にわたって実親のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組などによるパーマネンシー保障を重視した支援を行います。

#### (4) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【領域 柱2(2)】

- ・ 社会的養護が必要な子供のうち里親委託等が困難な子供については、できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう、施設の小規模かつ地域分散化に向けて取り組みます。
- ・ 児童養護施設等が培ってきた子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう取り組みます。

#### (5) 一時保護改革に向けた取組【領域 柱1(2)】

- ・ 東部こども家庭センターの一時保護所について、できるだけ良好な家庭的環境で、子供たちが安心・安全に過ごすことができるよう環境改善を図ります。
- ・ 児童養護施設等による一時保護専用施設の設置を推進し、開放的環境において保護することが適当な子供の一時保護に対応します。

#### (6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組【領域 柱2(3)】

- ・ 自立援助ホームについて、圏域や地域の児童人口に配慮して、設置を促進します。
- ・ 退所児童等アフターケア事業所や児童養護施設、自立援助ホーム等を活用し、社会的養護のもとで生活していた子供の生活、就学、就労への助言、支援(アフターケア)に取り組みます。

#### (7) こども家庭センターの強化等に向けた取組【領域 柱1(2)】

- ・ 専門性の高い相談援助業務を行うため、児童福祉司や児童心理司等の専門職の確保、育成を図ります。
- ・ 業務の効率化や組織体制の見直しなどにより、こども家庭センターの更なる専門性の強化を図ります。

#### 【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R6)
成果	児童虐待により死亡した子供の人数	0人 (H30)	0人
参考	開放的環境による保護が適当な子供のための一時保護専用施設の設置か所数(定員)	0か所(0人) (H30)	2か所(12人)
成果	支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点」の設置市町数	1市町 (H30)	23市町
参考	児童家庭支援センターの設置か所数	3か所 (H30)	5か所
成果	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	16.1% (H30)	30.7%
参考	認定・登録里親数およびファミリーホーム設置か所数	214世帯4か所 (H30)	310世帯7か所
参考	里親マッチング率(里親委託児童数/里親数)ファミリーホームに係るものは除く	45.8% (H30)	66.7%
成果	施設入所児童のうち、家庭的環境のグループホーム(小規模かつ地域分散化した施設)で生活する子供の割合	4.9% (H30)	16.3%
成果	社会的養護のもとで生活する子供の進学率(高等学校卒業後)	34.3% (5年平均 H25~H29)	46.2%
参考	義務教育終了後に支援を要する子供のための自立援助ホーム(シェルターを除く)の設置か所数	3か所 (H30)	6か所

(注)「成果」: 本編において「成果指標」としているもの  
「参考」: 本編において「参考指標」としているもの

#### 4 代替養育を必要とする子供数の見込み

##### (1) 代替養育を必要とする子供数(年齢区分別)

	推計人口 (0-19歳)	代替養育が必 要となる割合	代替養育を必要とする子供数			
			3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	
現状(平成30年度)	501,299	0.169%	848	61	141	646
前期末(令和6年度)	474,427	0.190%	902	63	148	691
後期末(令和11年度)	451,221	0.190%	857	60	139	658

##### (2) 代替養育を必要とする子供数(施設等別)

	児童養護施設・乳児院		里親・ファミ リーホーム	その他の 施設等	計
		グループホーム			
現状(平成30年度)	629	31 (4.9%)	121	98	848
前期末(令和6年度)	553	90 (16.3%)	245	104	902
後期末(令和11年度)	434	145 (33.4%)	324	99	857

##### (3) 里親等委託が必要な子供の割合

	里親等委託が必要な子供の割合			
		3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
現状(平成30年度)	16.1%	11.5%	15.0%	16.9%
前期末(令和6年度)	30.7%	29.0%	30.8%	30.8%
後期末(令和11年度)	42.8%	43.5%	44.0%	42.4%

その他の施設等を除く。

## 「ひろしま子供の未来応援プラン」体系

領域 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

### 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

領域 子供たちが生まれ育つ環境

### 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期医療体制の確保・充実
- (4) 小児救急医療体制の確保・充実

### 柱2 子供の居場所の充実

- (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域における放課後等の子供の居場所の充実

### 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

### 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限に高めることができる環境

### 柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

### 柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親委託等の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

### 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親になる前の親子支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

### 柱4 障害のある子供への支援

- (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

## 「社会的養育推進計画」 体系

- 1 当事者である子供の権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)
- 2 市町の子供家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- 3 里親等への委託の推進に向けた取組・パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 5 一時保護改革に向けた取組
- 6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 7 こども家庭センターの強化等に向けた取組

・実線：位置づけている領域・柱  
・破線：関連が深い領域・柱

# 広島県ひとり親家庭等自立促進計画

## 1 趣旨

ひとり親家庭の多くは、一人で仕事と子育ての両方を担うため、ひとり親家庭になったことで働き方を変えざるを得ない状況になったり、子供だけで過ごす時間が長時間に及ぶなど、親子ともに困難な状況にあります。

このような中、平成 25 年には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、平成 26 年には、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法が改正され、支援体制の充実、強化が図られています。

広島県では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、「ひろしまファミリー夢プラン」に位置づける形で「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭の子供が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長できるよう、施策を総合的に推進してきました。

今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題を検証し、「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」を改定します。

## 2 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間 令和 2 年度～令和 6 年度（5 年間）

(2) 根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条

## 3 取組の方向 【 】は、本編の参照箇所

### (1) ひとり親になる前の親子支援の充実【領域 柱 3 (1)】

子育て家庭や、子供と子育て家庭に携わる関係者が、養育費と面会交流の重要性について知り、理解を深め、養育費の取り決めと実効性のある受け渡し、面会交流の取り決めと円滑な実施が行われるよう取組を促進します。

### (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実【領域 柱 3 (2)】

- ・ ひとり親家庭のニーズに応じて、母子家庭等就業・自立支援センターの開設時間を延長するなど支援体制を強化するとともに、より専門性の高い困難な事案への対応力を強化し、市町の取組を支援します。
- ・ 市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親家庭の状況や課題、ライフステージやライフスタイルに応じて、様々な支援策を組み合わせるなど、親子それぞれに最適な支援メニューが提供され、母子父子自立支援員などが支援のコーディネーターとして活躍できるよう人材育成を図るとともに関係機関・部署の連携を促進します。

経済的支援、就労支援、子供の学習等の生活支援について、引き続き取り組みます。

### 【関係する成果指標等】

種別	指標	現状	目標(R6)
成果	養育費の取り決め状況 (取り決めをしている割合)	42.1% (R1)	52.7%
成果	面会交流の取り決め状況 (取り決めをしている割合)	29.6% (R1)	40.2%
参考	母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	63 件 (H30)	100 件
成果	ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	52.2% (R1)	58.8%
参考	児童扶養手当の 18 歳到達による資格喪失通知対象者への進路調査による進学率(高等学校卒業後)	R2.4 調査予定	調査結果を踏まえ設定

(注)「成果」: 本編において「成果指標」としているもの、「参考」: 本編において「参考指標」としているもの

## 広島県ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査結果（R1（2019）年県実施）

### 養育費の取り決めの有無

		回答数	取り決め している	取り決め していない	無回答
全体	件数	786	331	439	16
	%	100.0	42.1	55.9	2.0
母子家庭	件数	610	294	307	9
	%	100.0	48.2	50.3	1.5
父子家庭	件数	172	35	131	6
	%	100.0	20.3	76.2	3.5

太字の数値は、プランで言及している数値

### 養育費の受給の有無

		回答数	現在も 受けている	受けたこと があるが、 現在は受け ていない	受けたこと がない	無回答
全体	件数	786	227	81	427	51
	%	100.0	28.9	10.3	54.3	6.5
母子家庭	件数	610	215	76	292	27
	%	100.0	35.2	12.5	47.9	4.4
父子家庭	件数	172	11	5	133	23
	%	100.0	6.4	2.9	77.3	13.4

### 取り決めの方法

		回答数	文書あり	文書あり (その他の文書)	文書なし	無回答
全体	件数	331	213	48	69	1
	%	100.0	64.4	14.5	20.8	0.3
母子家庭	件数	294	197	38	58	1
	%	100.0	67.0	12.9	19.7	0.3
父子家庭	件数	35	14	10	11	-
	%	100.0	40.0	28.6	31.4	-

判決、調停、審判等の裁判所における取り決め、強制執行承諾条項付きの公正証書

### 面会交流の取り決めの有無

		回答数	取り決めを している	取り決めを していない	無回答
全体	件数	786	233	515	38
	%	100.0	29.6	65.5	4.8
母子家庭	件数	610	197	396	17
	%	100.0	32.3	64.9	2.8
父子家庭	件数	172	33	119	20
	%	100.0	19.2	69.2	11.6

### 面会交流についての相談相手

		回答数	親族	知人・ 隣人	養育費 相談支 援セン ター	県・ 市区町 窓口	母子・ 父子 福祉 団体	弁護士	家庭 裁判所	NPO 法人	その他	相談 して いない	無回答
全体	件数	786	155	65	1	17	3	91	81	5	13	474	34
	%	100.0	19.7	8.3	0.1	2.2	0.4	11.6	10.3	0.6	1.7	60.3	4.3
母子家庭	件数	610	134	59	1	16	3	84	70	4	11	354	17
	%	100.0	22.0	9.7	0.2	2.6	0.5	13.8	11.5	0.7	1.8	58.0	2.8
父子家庭	件数	172	21	6	-	1	-	6	11	1	1	118	17
	%	100.0	12.2	3.5	-	0.6	-	3.5	6.4	0.6	0.6	68.6	9.9

母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センターを含む

### ひとり親になったことを契機とした転職の有無

		回答数	転職した	転職	無回答
全体	件数	710	363	320	27
	%	100.0	51.1	45.1	3.8
母子家庭	件数	508	294	195	19
	%	100.0	57.9	38.4	3.7
父子家庭	件数	198	67	123	8
	%	100.0	33.8	62.1	4.0

### 転職理由

		回答数	収入が よくない	勤務先が自 宅から遠い	健康がすぐ れない	仕事内容に 不満がある	職場環境に なじめない	労働時間が 合わない	社会保障が ない又は不 十分
全体	件数	363	131	43	16	12	8	57	25
	%	100.	36.1	11.8	4.4	3.3	2.2	15.7	6.9
母子家庭	件数	294	118	40	13	9	5	36	22
	%	100.	40.1	13.6	4.4	3.1	1.7	12.2	7.5
父子家庭	件数	67	12	3	3	3	3	21	3
	%	100.	17.9	4.5	4.5	4.5	4.5	31.3	4.5

		休みが少な い	休みを取ら ないといけ ないときに 休めない	身分が安定 していない	経験や能力 が発揮でき ない	配偶者とも に自営業 を営んでい たが、離婚の ため	その他	無回答
全体	件数	18	49	10	5	15	73	9
	%	5.0	13.5	2.8	1.4	4.1	20.1	2.5
母子家庭	件数	10	30	8	4	12	65	8
	%	3.4	10.2	2.7	1.4	4.1	22.1	2.7
父子家庭	件数	8	19	2	1	3	8	-
	%	11.9	28.4	3.0	1.5	4.5	11.9	-

### ひとり親になる前の雇用形態

		回答数	正規の職 員・従業員	労働者派遣 事業所の 派遣社員	パート・ア ルバイト 等	自営業	家族 従事者	その他	不就業	無回答
全体	件数	852	312	25	283	45	32	13	138	4
	%	100.0	36.6	2.9	33.2	5.3	3.8	1.5	16.2	0.5
母子家庭	件数	644	163	16	272	19	28	10	133	3
	%	100.0	25.3	2.5	42.2	3.0	4.3	1.6	20.7	0.5
父子家庭	件数	203	147	9	9	26	4	3	5	-
	%	100.0	72.4	4.4	4.4	12.8	2.0	1.5	2.5	-

### 現在の雇用形態

		回答数	正規の職 員・従業員	労働者派遣 事業所の 派遣社員	パート・ア ルバイト 等	自営業	家族 従事者	その他	不就業	無回答
全体	件数	852	407	44	230	47	2	29	68	25
	%	100.0	47.8	5.2	27.0	5.5	0.2	3.4	8.0	2.9
母子家庭	件数	644	273	38	219	18	1	24	54	17
	%	100.0	42.4	5.9	34.0	2.8	0.2	3.7	8.4	2.6
父子家庭	件数	203	131	6	11	29	1	5	12	8
	%	100.0	64.5	3.0	5.4	14.3	0.5	2.5	5.9	3.9

### 中学生以下の子どもだけで過ごす時間の有無

回答数		ある	ない	無回答
件数	769	457	289	23
%	100.0	59.4	37.6	3.0

### 中学生以下の子供だけで過ごす時間

		回答数	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	5時間以上	無回答
全体	件数	457	115	143	96	48	47	8
	%	100.0	25.2	31.3	21.0	10.5	10.3	1.8
母子世帯	件数	341	90	99	72	39	33	8
	%	100.0	26.4	29.0	21.1	11.4	9.7	2.3
父子世帯	件数	111	25	43	21	9	13	-
	%	100.0	22.5	38.7	18.9	8.1	11.7	-

### 子供だけになる時間に利用させたい支援

		回答数	学習スペースの提供	学力向上のための指導	受験対策のための学習支援	自主学習用教材の提供	生活習慣(挨拶,片づけ等)の指導	食事の提供	おはなし(読み聞かせ)会	体験活動の提供
全体	件数	457	86	145	71	52	61	59	30	92
	%	100.0	18.8	31.7	15.5	11.4	13.3	12.9	6.6	20.1
母子世帯	件数	341	68	116	55	43	42	50	26	77
	%	100.0	19.9	34.0	16.1	12.6	12.3	14.7	7.6	22.6
父子世帯	件数	111	18	29	14	9	19	9	3	15
	%	100.0	16.2	26.1	12.6	8.1	17.1	8.1	2.7	13.5

		フリースペースの提供	その他	特になし	無回答
全体	件数	49	8	111	97
	%	10.7	1.8	24.3	21.2
母子世帯	件数	40	7	88	57
	%	11.7	2.1	25.8	16.7
父子世帯	件数	9	1	21	40
	%	8.1	0.9	18.9	36.0

### 希望する子どもの最終進学先

		回答数	中学校	高等学校	高等専門学校	短大	大学・大学院	専修学校各種学校	その他	無回答
全体	件数	852	7	196	31	16	443	99	46	14
	%	100.0	0.8	23.0	3.6	1.9	52.0	11.6	5.4	1.6
母子家庭	件数	644	4	138	23	13	342	77	36	11
	%	100.0	0.6	21.4	3.6	2.0	53.1	12.0	5.6	1.7
父子家庭	件数	203	3	57	8	3	98	21	10	3
	%	100.0	1.5	28.1	3.9	1.5	48.3	10.3	4.9	1.5

### 相談相手

		回答数	親族	知人・隣人	養育費相談支援センター	県・市区町窓口	母子・父子福祉団体	NPO法人	任意団体	その他	無回答
全体	件数	596	402	219	3	19	10	2	-	16	4
	%	100.0	67.4	36.7	0.5	3.2	1.7	0.3	-	2.7	0.7
母子家庭	件数	495	336	185	3	16	10	1	-	16	1
	%	100.0	67.9	37.4	0.6	3.2	2.0	0.2	-	3.2	0.2
父子家庭	件数	97	65	32	-	3	-	1	-	-	2
	%	100.0	67.0	33.0	-	3.1	-	1.0	-	-	2.1

母子・父子自立支援員, 母子家庭等就業・自立支援センターを含む

### 母子父子専任福祉資金

		回答数	利用したことがある又は利用している	利用したことはないが、今後利用したい	利用したことはなく、今後も利用するつもりはない	制度を知らなかった	無回答
全体	件数	852	27	203	250	313	59
	%	100.0	3.2	23.8	29.3	36.7	6.9
母子家庭	件数	644	22	161	184	234	43
	%	100.0	3.4	25.0	28.6	36.3	6.7
父子家庭	件数	203	5	41	65	77	15
	%	100.0	2.5	20.2	32.0	37.9	7.4



## 「ひろしま子供の未来応援プラン」体系

領域 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

### 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備

### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 運動習慣の確立
- (6) 子供の健康・生活習慣づくり

領域 子供たちが生まれ育つ環境

### 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期医療体制の確保・充実
- (4) 小児救急医療体制の確保・充実

### 柱2 子供の居場所の充実

- (1) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (2) 地域における放課後等の子供の居場所の充実

### 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

### 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域 配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限に高めることができる環境

### 柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) こども家庭センターの機能強化
- (3) 市町の機能強化の支援

### 柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親委託等の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化, 多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

### 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親になる前の親子支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

### 柱4 障害のある子供への支援

- (1) 地域における重層的な障害児支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

## 「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」 体系

- 1 ひとり親になる前の親子支援の充実
- 2 ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実

・実線：位置づけている領域・柱  
・破線：関連が深い領域・柱

## 指標一覧

施策の柱		構成要素		成果指標		指標の設定趣旨
				参考指標		
領域 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力						
1	乳幼児期の質の高い教育・保育の推進	(1)	乳幼児期の教育・保育の充実	「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合		子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定した。
					自己評価を実施している園・所の割合	自己評価を実施している園・所の割合が増えることが、質の高い教育・保育を行う園・所が増えることにつながると考えられることから、参考指標として設定した。
		(2)	家庭教育を支援する環境の整備	「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合【再掲】		子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定した。
2	社会で活躍するために必要な資質・能力の育成	(1)	主体的な学びを促す教育活動の推進	「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合（小学校）		社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を図るためには、「主体的な学び」が定着している児童生徒が増えることが必要であると考えことから、指標として設定した。
				「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合（中学校）		社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を図るためには、「主体的な学び」が定着している児童生徒が増えることが必要であると考えことから、指標として設定した。
				「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合（高等学校）		社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を図るためには、「主体的な学び」が定着している児童生徒が増えることが必要であると考えことから、指標として設定した。
				各高等学校で設定した育成すべきコンピテンシーを身に付けた生徒の割合		各高等学校において、「主体的な学び」を促す教育活動を実践することにより、生徒に主体的な学びの定着が図られ、各高等学校で設定した資質・能力の育成につながると考えられることから、指標として設定した。
				外国人との積極的コミュニケーションが大切だと考える高等学校生徒の割合		外国人との積極的コミュニケーションが大切だと考える生徒が増えることが、社会で活躍するために必要な資質・能力の育成につながると考えられることから、指標として設定した。
					道徳的实践につながる質の高い道徳授業の実施率	児童生徒の道徳的实践につながる質の高い道徳授業が実施されることが、児童生徒の豊かな心の基盤となる道徳性を培い、社会で活躍するために必要な資質・能力（価値観・倫理観）の育成につながると考えられることから、参考指標として設定した。
		(2)	生徒指導及び教育相談体制の充実	いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）		認知したいじめについて、早期に対応し、確実に解消につなげていくことが、児童生徒が安全・安心に学ぶことのできる学校環境の確保につながると考えられることから、指標として設定した。

目標数値						データ出典
プラン策定時	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	
74.1% (H30)	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	県教育委員会「乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査」
78.4% (H27)	82.0%	86.0%	90.0%	94.0%	100%	県教育委員会「乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査」
74.1% (H30)	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	県教育委員会「乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査」
71.1% (R1)	72.0%	73.0%	74.0%	75.0%	76.0%	県教育委員会「『基礎・基本』定着状況調査」
64.6% (R1)	66.0%	68.0%	70.0%	72.0%	74.0%	県教育委員会「『基礎・基本』定着状況調査」
62.1% (H30)	64.0%	65.0%	66.0%	68.0%	70.0%	県教育委員会「広島県高等学校生徒質問紙・学校質問紙」調査
研究開発校の実績を踏まえ設定	研究開発校の実績を踏まえ設定	研究開発校の実績を踏まえ設定	研究開発校の実績を踏まえ設定	研究開発校の実績を踏まえ設定	研究開発校の実績を踏まえ設定	県教育委員会高校教育指導課調べ
65.6% (H30)	68.2%	69.5%	70.8%	72.1%	73.4%	県教育委員会「広島県高等学校生徒質問紙・学校質問紙」調査
93.2% (H30)	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	99.0%	県教育委員会義務教育指導課調べ
83.0% (H30)	83.2%	83.3%	83.4%	83.5%	83.6%	県教育委員会豊かな心と体育育成課調べ

施策の柱	構成要素	成果指標	指標の設定趣旨	
			参考指標	
領域	子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力			
2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成	(2) 生徒指導及び教育相談体制の充実	不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）		近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、学級以外の居場所づくりなどを進め、学びの場に参加できない児童生徒を減らしていくことが、全ての児童生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定した。
		中途退学率（公立高等学校）		学校の指導力・支援力向上により、中途退学者を減らしていくことが、全ての生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定した。
			スクールカウンセラーによる相談対応の結果、状況が好転した割合	スクールカウンセラーによる児童生徒への相談対応等により、いじめの解消率の向上並びに不登校児童生徒のうち出席日数が0日の児童生徒数及び中途退学者数の減少につながると考えられることから、参考指標として設定した。
			スクールソーシャルワーカーによる支援の結果、状況が好転した割合	スクールソーシャルワーカーによる家庭環境等への支援により、いじめの解消率の向上並びに不登校児童生徒のうち出席日数が0日の児童生徒数及び中途退学者数の減少につながると考えられることから、参考指標として設定した。
	(3) キャリア教育・職業教育の推進	新規高等学校卒業生就職率		一人一人の社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育てることがキャリア発達を促すことにつながるため、指標として設定した。
		新規高等学校卒業生の3年以内の離職率		一人一人の社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育てることがキャリア発達を促すことにつながるため、指標として設定した。
	(4) 学びのセーフティネットの構築	全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合（小学校）		全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合が減少することが、児童生徒への基礎的な学力の定着につながっていると考えられることから、指標として設定した。
		全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合（中学校）		全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合が減少することが、児童生徒への基礎的な学力の定着につながっていると考えられることから、指標として設定した。
		不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）【再掲】		近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、学級以外の居場所づくりなどを進め、学びの場に参加できない児童生徒を減らしていくことが、全ての児童生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定した。
		中途退学率（公立高等学校）【再掲】		学校の指導力・支援力向上により、中途退学者を減らしていくことが、全ての生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定した。

プラン策定時	目標数値					データ出典
	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	
51.2% (H30)	51.8%	52.1%	52.4%	52.7%	53.0%	県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ
1.1% (H30)	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ
39.7% (H30)	44.0%	46.0%	48.0%	50.0%	52.0%	県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ
55.7% (H30)	57.0%	58.0%	59.0%	60.0%	61.0%	県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ
99.1% (H31.3卒)	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	県教育委員会高校教育指導課調べ
36.0 (H27.3卒)	全国平均以下	全国平均以下	全国平均以下	全国平均以下	全国平均以下	厚生労働省調べ
13.9% (R1)	13.5%	13.0%	12.5%	12.0%	11.5%	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
18.8% (R1)	18.5%	18.0%	17.5%	17.0%	16.5%	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
51.2% (H30)	51.8%	52.1%	52.4%	52.7%	53.0%	県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ
1.1% (H30)	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ

施策の柱		構成要素		成果指標		指標の設定趣旨		
				参考指標				
領域 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力								
2	社会で活躍するために必要な資質・能力の育成	(4)	学びのセーフティネットの構築	「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれていく年長児の割合【再掲】		子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定した。		
				(5)	運動習慣の確立	運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツが「やや嫌い」「嫌い」と答える生徒の割合（公立中学校第2学年男子）		生徒の運動やスポーツ嫌いを減少させ、運動習慣の確立を図ることが、生涯を通じた豊かなスポーツライフの実現につながると考えられることから、指標として設定した。
		運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツが「やや嫌い」「嫌い」と答える生徒の割合（公立中学校第2学年女子）				生徒の運動やスポーツ嫌いを減少させ、運動習慣の確立を図ることが、生涯を通じた豊かなスポーツライフの実現につながると考えられることから、指標として設定した。		
		(6)	子供の健康・生活習慣づくり	県内児童（小学6年生）の朝食欠食率		朝食欠食率が減少することが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための基盤となる生活習慣の確立につながると考えられることから、指標として設定した。		
					朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」を通して、子供たちが食の楽しさを実感し、食事のマナーなど食に関する基礎的な習慣を習得することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。	
						3歳児でう蝕がない人の割合	う蝕がない人の割合が減少することが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための基盤となる生活習慣の確立につながると考えられることから、参考指標として設定した。	
						12歳児でう蝕がない人の割合	う蝕がない人の割合が減少することが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための基盤となる生活習慣の確立につながると考えられることから、参考指標として設定した。	
						12歳児で歯肉に炎症を有する人の割合	歯肉に炎症を有する人の割合が減少することが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための基盤となる生活習慣の確立につながると考えられることから、参考指標として設定した。	
		領域 子供たちが生まれ、育つ環境						
		1	妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実	(1)	妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合		ネウボラがあることなどによって、安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合が増加することが、全ての子供と子育て家庭が安心して暮らし、子育てができる社会の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。
	妊娠、出産について満足している者の割合（産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができた割合）					不安の高まりやすい産前、産後に助産師・保健師等によるケアを十分に受けることができることにより、妊娠、出産について満足していると考えられることから指標として設定した。		

目標数値						データ出典
プラン策定時	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	
74.1% (H30)	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	県教育委員会「乳幼児期の教育・保育の充実に係る調査」
10.3% (H30)	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	5.0%	スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣調査」
19.2% (H30)	15.0%	13.0%	11.0%	10.0%	10.0%	スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣調査」
4.4% (R1)	4.4%	4.3%	4.3%	4.0%	3.7%	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
週平均8.9回 (H29)	-	-	-	週平均11回以上	令和5(2023)年の実績を踏まえ、指標の再設定について検討	広島県「広島県県民健康意識調査」
86.7% (H29)	87.5% 以上	88.3% 以上	89.1% 以上	90.0% 以上	令和5(2023)年の実績を踏まえ、指標の再設定について検討	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」
70.4% (H30)	71.5% 以上	72.6% 以上	73.8% 以上	75.0% 以上	令和5(2023)年の実績を踏まえ、指標の再設定について検討	文部科学省「学校保健統計調査」
5.1% (H30)	4.4% 以下	3.6% 以下	2.8% 以下	2.0% 以下	令和5(2023)年の実績を踏まえ、指標の再設定について検討	文部科学省「学校保健統計調査」
80.0% (R1)	81.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%	県子供未来応援課調べ
77.5% (H29)	79.0%	80.0%	81.5%	83.0%	85.0%	厚生労働省「健やか親子21(第2次)」

施策の柱		構成要素		成果指標		指標の設定趣旨
				参考指標		
領域 子供たちが生まれ、育つ環境						
1	妊娠期からの切れ目な見守り・支援の充実	(1)	妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり		育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合	子育て家庭が自分の住む地域でいつでも相談でき、必要な情報や解決に向けた支援を受けることができる環境が、子育て家庭の不安解消につながると考えられることから指標として設定した。
					ひろしま版ネウボラの基本型を実施している市町数	ネウボラの基本型を実施している市町が増えることにより、安心して、妊娠、出産、子育てができる者が増加することにつながると考えられることから指標として設定した。
					子供たちに関する様々なリスクを把握し予防的支援を行っている市町数	この取組はネウボラの目的を達成するための基盤となるものであり、就学前と就学後の連携を促進するものであることから、全ての市町で必要と考えられるため、指標として設定した。
		(2)	妊産婦支援・母子保健等の推進	安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合【再掲】		ネウボラがあることなどによって、安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合が増加することが、全ての子どもと子育て家庭が安心して暮らし、子育てができる社会の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。
		(3)	周産期医療体制の確保・充実	周産期死亡率 (出産1,000対)		周産期死亡率を現状値以下とすることにより、全国でもトップレベルの周産期医療水準を維持し、妊産婦が県内のどこに住んでいても安心して質の高い周産期医療を受けられていることにつながると考えられることから、指標として設定した。
				妊産婦死亡率 (出産10万対)		妊産婦死亡率を現状値以下とすることにより、全国でもトップレベルの周産期医療水準を維持し、妊産婦が県内のどこに住んでいても安心して質の高い周産期医療を受けられていることにつながると考えられることから、指標として設定した。
		(4)	小児救急医療体制の確保・充実	乳児死亡率 (出生1,000対)		乳児死亡率を全国平均値以下とすることが、乳児がいざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けられていることにつながると考えられることから、指標として設定した。
				幼児死亡率 (幼児人口1,000対)		幼児死亡率を全国平均値以下とすることが、幼児がいざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けられていることにつながると考えられることから、指標として設定した。
				小児死亡率 (小児人口1,000対)		小児死亡率を全国平均値以下とすることが、小児がいざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けられていることにつながると考えられることから、指標として設定した。
		2	子供の居場所の充実	(1)	質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保	保育所の待機児童数 (4/1時点)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれていく年長児の割合【再掲】						子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定した。



プラン策定時	目標数値					データ出典
	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	
74.3% (H29)	75.0%	76.0%	77.5%	79.0%	80.0%	厚生労働省「健やか親子21(第2次)」
6市町 (R1)	6市町	11市町	12市町	15市町	18市町	県子供未来応援課調べ
1市町 (R1)	1市町	2市町	3市町	4市町	4市町	県子供未来応援課調べ
80.0% (R1)	81.0%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%	県子供未来応援課調べ
3.4 (全国8位) (H25-H29)	直近5年間の 平均値を現状値 以下	直近5年間の 平均値を現状値 以下	直近5年間の 平均値を現状値 以下	直近5年間の 平均値を現状値 以下	直近5年間の 平均値を現状値 以下	厚生労働省「人口動態調査」
0.8 (全国7位) (H25-H29)	直近5年間の 平均値を現状値 以下	直近5年間の 平均値を現状値 以下	直近5年間の 平均値を現状値 以下	直近5年間の 平均値を現状値 以下	直近5年間の 平均値を現状値 以下	厚生労働省「人口動態調査」
1.9 (H25-H29) (全国平均) 2.0	直近5年間の 平均値を全国平 均値以下	直近5年間の 平均値を全国平 均値以下	直近5年間の 平均値を全国平 均値以下	直近5年間の 平均値を全国平 均値以下	直近5年間の 平均値を全国平 均値以下	厚生労働省「人口動態調査」
0.52 (H25-H29) (全国平均) 0.52	直近5年間の 平均値を全国平 均値以下	直近5年間の 平均値を全国平 均値以下	直近5年間の 平均値を全国平 均値以下	直近5年間の 平均値を全国平 均値以下	直近5年間の 平均値を全国平 均値以下	厚生労働省「人口動態調査」
0.21 (H25-H29) (全国平均) 0.22	直近5年間の 平均値を全国平 均値以下	直近5年間の 平均値を全国平 均値以下	直近5年間の 平均値を全国平 均値以下	直近5年間の 平均値を全国平 均値以下	直近5年間の 平均値を全国平 均値以下	厚生労働省「人口動態調査」
128人 (H31.4)	0人	0人	0人	0人	0人	厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」
74.1% (H30)	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	県教育委員会「乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査」

施策の柱		構成要素		成果指標		指標の設定趣旨
				参考指標		
領域 子供たちが生まれ、育つ環境						
2	子供の居場所の充実	(1)	質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保		就業保育士数	就業保育士数が増えることが、保育所の待機児童数の減少につながると考えられることから、参考指標として設定した。
					保育施設の利用定員数	保育施設の利用定員数が増えることが、保育所の待機児童数の減少につながると考えられることから、参考指標として設定した。
					認定こども園の設置数	認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化によらずに柔軟に子供を受け入れる施設であり、認定こども園が増えることで保護者が安心して子育てができていると実感することができると考えられることから、参考指標として設定した。
		(2)	地域における放課後等の子供の居場所の充実	放課後児童クラブの低学年待機児童数(5/1時点)		放課後児童クラブの待機児童が発生していないことは、いつでも安心して子供を預けて働くことができ、安心して子育てができているという子育て家庭の実感につながっていると考えられることから、指標として設定した。
					放課後児童支援員の有資格率	放課後児童支援員の有資格率が上昇することが、放課後児童クラブにおいて、児童の年齢や発達状況が異なる児童にそれぞれ適切に関わっている職員が増え、安心して過ごせる場の提供につながると考えられることから、参考指標として設定した。
					放課後児童支援員認定資格研修受講者数	放課後児童支援員認定資格研修受講者数が増加することが、放課後児童支援員の有資格率の上昇につながると考えられることから、参考指標として設定した。
		地域子育て支援拠点数	地域子育て支援拠点の施設数が増えることで、育児相談や親子の交流、子育てに関する情報提供が活発となり子育ての孤立化や育児不安が解消されることが考えられることから、参考指標として設定した。			
3	子育てを応援する職場環境の整備	子育てを応援する職場環境の整備	働き方改革に取り組む企業の割合		働き方改革に取り組む企業の増加により、長時間労働の削減や休暇取得が促進され、時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方を選択できるようになることで、子育てしやすい職場環境につながると考えられることから、指標として設定した。	
			男性の育児休業取得率		男性の育児休業取得率の上昇は、男性従業員が子育てに携わることができる職場環境となり、乳幼児期における男性の子育て参加の増加につながると考えられることから、指標として設定した。	
4	子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	(1)	みんなで子育て応援の推進	地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合		地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。
					イクちゃんサービス登録店舗数	イクちゃんサービスの登録店舗数が増加することにより、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、指標として設定した。

目標数値						データ出典
プラン策定時	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	
12,877人 (H29.10)	14,592人	14,835人	14,804人	14,650人	14,481人	厚生労働省「社会福祉施設等調査」
71,251人 (H31.4)	73,699人	75,367人	75,615人	75,585人	75,519人	厚生労働省「福祉行政報告例」 厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」
169施設 (H31.4)	196施設	208施設	215施設	215施設	215施設	内閣府「認定こども園に関する調査」
6人 (R1.5.1)	0人	0人	0人	0人	0人	厚生労働省「放課後児童健全育成事業調査」
56.9% (R1.5.1)	62.3%	67.6%	72.9%	78.3%	80.0%	厚生労働省「放課後児童健全育成事業調査」
550人 (R1)	290人	290人	290人	290人	290人	県安心保育推進課調べ
154 (H30)	166	168	171	175	178	広島県「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保方策」に関する調査」
58.6% (H30)	80%以上	令和2(2020)年 設定予定	令和2(2020)年 設定予定	令和2(2020)年 設定予定	令和2(2020)年 設定予定	広島県「広島県職場環境実態調査」
7.3% (R1)	13.0%	令和2(2020)年 設定予定	令和2(2020)年 設定予定	令和2(2020)年 設定予定	令和2(2020)年 設定予定	広島県「広島県職場環境実態調査」
67.8% (R1)	69.0%	70.2%	71.4%	72.6%	73.8%	県子供未来応援課調べ
6,707店舗 (H30)	6,800店舗	6,900店舗	7,000店舗	7,100店舗	7,200店舗	県子供未来応援課調べ

施策の柱	構成要素	成果指標	参考指標	指標の設定趣旨
領域 子供たちが生まれ、育つ環境				
4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保	(2) 子育て住環境の整備	地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】		地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。
			子育てスマイルマンションの供給戸数(累計)	子育てスマイルマンションの供給戸数が増加することが、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。
			県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数(累計)	県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数が増加することが、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。
	(3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの促進	地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】		地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。
			低床バス導入率	低床バスの導入が進むことで、子育て家庭の移動上の利便性及び安全性の向上につながると考えられることから、参考指標として設定した。
			旅客施設のバリアフリー化率	旅客施設のバリアフリー化が進むことで、子育て家庭の移動上の利便性及び安全性の向上につながると考えられることから、参考指標として設定した。
			うち鉄軌道駅のバリアフリー化率	鉄軌道駅のバリアフリー化が進むことで、子育て家庭の移動上の利便性及び安全性の向上につながると考えられることから、参考指標として設定した。
			都市公園の園路・広場のバリアフリー化率	都市公園の園路・広場のバリアフリー化率が増加することが、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。
			都市公園の便所のバリアフリー化率	都市公園の便所のバリアフリー化率が増加することが、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。
			都市公園の駐車場のバリアフリー化率	都市公園の駐車場のバリアフリー化率が増加することが、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。
	飲食店における意図しない受動喫煙の機会を有する者の割合		受動喫煙防止対策の一環として、飲食店における意図しない受動喫煙の機会を有する者の割合を指標として設定しており、この指標の減少が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。	

プラン策定時	目標数値					データ出典
	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	
67.8% (R1)	69.0%	70.2%	71.4%	72.6%	73.8%	県子供未来応援課調べ
2,037戸 (H30)	2,200戸	2,400戸	2,600戸	2,800戸	3,000戸	県住宅課調べ
452戸 (H30)	525戸	575戸	625戸	675戸	725戸	県住宅課調べ
67.8% (R1)	69.0%	70.2%	71.4%	72.6%	73.8%	県子供未来応援課調べ
76.0% (H30)	80.0%	82.0%	84.0%	86.0%	88.0%	中国運輸局調べ
81.3% (H30)	100%	100%	100%	100%	100%	中国運輸局調べ
80.2% (H30)	100%	100%	100%	100%	100%	国土交通省「都道府県別駅のバリアフリー化状況」
54.2% (H29)	57.4%	58.3%	59.1%	60.0%	60.9%	国土交通省「都市公園等整備現況調査」
24.9% (H29)	27.8%	28.5%	29.3%	30.0%	30.7%	国土交通省「都市公園等整備現況調査」
48.7% (H29)	55.5%	57.0%	58.5%	60.0%	61.5%	国土交通省「都市公園等整備現況調査」
32.5% (H29)				12.0% 以下		広島県「広島県県民健康意識調査」

施策の柱	構成要素	成果指標	指標の設定趣旨		
			参考指標		
領域 子供たちが生まれ、育つ環境					
4 子供と子育てに やさしい生活環 境と安全の確保	(4) 子供の防災の 取組の推進	地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】		地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。	
			防災教室・防災訓練への参加率（全体）	防災教室・防災訓練への参加率が増加することが、子供たちが災害の危険に際して主体的に判断し、適切に行動する力を身につけることにつながると考えられるため、県民全体の参加率を参考指標として設定した。	
			災害の状況に応じて、幼児児童生徒が主体的に行動する避難訓練の実施率	災害の状況に応じて、幼児児童生徒が主体的に行動する避難訓練の実施率が増加することが、子供たちが災害の危険に際して主体的に判断し、適切に行動する力を身につけることにつながると考えられることから、参考指標として設定した。	
		地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】		地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。	
			子供・女性・高齢者が被害者となる刑法犯認知件数	犯罪被害にあうことを未然に防ぐことができる力を身につけることが、子供・女性・高齢者が被害者となる刑法犯認知件数の減少につながると考えられることから、参考指標として設定した。	
			非行少年総数	次代を担う少年の健全育成のためには、低年齢のうちからの規範意識醸成や立ち直りの支援などの少年非行防止の取組による非行少年の減少が重要であることから、参考指標として設定した。	
	(5) 子供の防犯・ 非行防止の取 組の推進		刑法犯少年の再犯者数（触法少年を含む）	次代を担う少年の健全育成のためには、非行少年総数の抑止のほか、非行等を犯した少年に対する立ち直り支援による再非行防止が重要であることから、参考指標として設定した。	
		(6) 子供の交通安 全の取組の推 進	地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】		地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。
				交通事故死者数（全体）	交通事故死者数（全体）が減少することが、交通事故から自分自身を守ることができる力を身につけることにつながると考えられることから、参考指標として設定した。
			交通事故発生件数（全体）	交通事故発生件数（全体）が減少することが、交通事故死者数の減少につながると考えられることから、参考指標として設定した。	

プラン策定時	目標数値					データ出典
	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	
67.8% (R1)	69.0%	70.2%	71.4%	72.6%	73.8%	県子供未来応援課調べ
29.3% (H30)	60.0%	令和2(2020)年の実績を踏まえ、指標の再設定について検討	令和2(2020)年の実績を踏まえ、指標の再設定について検討	令和2(2020)年の実績を踏まえ、指標の再設定について検討	令和2(2020)年の実績を踏まえ、指標の再設定について検討	広島県「防災・減災に関する県民意識調査」
87.5% (H30)	100%	令和2(2020)年の実績を踏まえ、指標の再設定について検討	令和2(2020)年の実績を踏まえ、指標の再設定について検討	令和2(2020)年の実績を踏まえ、指標の再設定について検討	令和2(2020)年の実績を踏まえ、指標の再設定について検討	県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ
67.8% (R1)	69.0%	70.2%	71.4%	72.6%	73.8%	県子供未来応援課調べ
5,835件 (H30)	7,000件以下					県警察本部「犯罪統計」
1,056人 (H30)	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	県警察本部「犯罪統計」
236人 (H30)	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	前年比減	県警察本部「犯罪統計」
67.8% (R1)	69.0%	70.2%	71.4%	72.6%	73.8%	県子供未来応援課調べ
75人 (R1)	75人以下					県警察本部「交通事故統計」
6,257件 (R1)	8,000件以下					県警察本部「交通事故統計」

施策の柱	構成要素	成果指標	指標の設定趣旨		
			参考指標		
配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境					
1 児童虐待防止対策の充実	(1) 児童虐待防止に向けた理解の促進	体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合		体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合が増加することが、子供の健全な発達や成長に悪影響を及ぼす行為に対する理解が深まり、そうした行為の減少につながると考えられることから、指標として設定した。	
		児童虐待により死亡した児童数		今後、体罰禁止の法定化などにより児童虐待の通告・相談件数が増加することが見込まれる中、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応によって、虐待死を発生させないことを目指すため、指標として設定した。	
	(2) こども家庭センターの機能強化		一時保護専用施設の設置か所数(定員)	一時保護専用施設の設置か所数(定員)	一時保護専用施設の設置か所数(定員)が増加することが、安全確保の必要性が低い子供は、開放的な環境において保護を受けることができることにつながると考えられることから、参考指標として設定した。
		(3) 市町の機能強化の支援	子ども家庭総合支援拠点の設置市町数		子ども家庭総合支援拠点が全市町に設置され、ネウボラ等の関係機関と連携し、ケースの状況に応じた適切な支援ができることが、児童虐待の未然防止、重症化前のリスクの軽減、長期の親子分離ケースの減少につながると考えられることから、指標として設定した。
			児童家庭支援センターの設置か所数	児童家庭支援センターの設置が増えることが、市町の児童虐待防止機能の強化につながると考えられることから参考指標として設定した。	
2 社会的養育の充実・強化	(1) 里親委託等の推進	要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率		要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率が増加することは、家庭と同様の環境で暮らす要保護児童が増え、個々の状況に応じて養育されながら、安心して生活することにつながると考えられることから、指標として設定した。	
			認定・登録里親数	認定・登録里親数が増えれば、里親への委託率の上昇につながると考えられることから、参考指標として設定した。	
			ファミリーホーム設置か所数	ファミリーホーム数が増えれば、ファミリーホームへの委託率の上昇につながると考えられることから、参考指標として設定した。	
			里親マッチング率(里親委託児童数/里親数) ファミリーホームに係るものは除く	里親数の増加とともに、マッチング率を上げることが、里親への委託率の上昇につながると考えられることから、参考指標として設定した。	
	(2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等	施設入所児童のうち家庭の環境のグループホーム(小規模かつ地域分散化した施設)で生活する子供の割合		施設入所児童のうち家庭の環境のグループホームで生活する子供の割合が増えることが、社会的養育が必要な子供が個々の状況に応じて養育されながら、安心して生活することにつながると考えられることから、指標として設定した。	
(3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進	社会的養護のもとで生活する子供の進学率(高等学校卒業後)		社会的養護のもとで生活する子供が、安心して暮らし、個々の状況に応じた支援を受けることによって、高校卒業後の進学率が向上することが、子供の自立につながると考えられることから、指標として設定した。		



プラン策定時	目標数値					データ出典
	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	
76.0% (H29)	79.0%	80.0%	81.0%	82.0%	83.0%	厚生労働省「母子保健課調査」
0人 (H30)	0人	0人	0人	0人	0人	県子ども家庭課調べ
0か所(0人) (H30)	0か所(0人)	0か所(0人)	1か所(6人)	1か所(6人)	2か所(12人)	県子ども家庭課調べ
1市町 (H30)	5市町	12市町	23市町	23市町	23市町	県子ども家庭課調べ
3か所 (H30)	3か所	4か所	4か所	5か所	5か所	県子ども家庭課調べ
16.1% (H30)	21.0%	23.4%	25.8%	28.2%	30.7%	厚生労働省「福祉行政報告例」
214世帯 (H30)	254世帯	265世帯	285世帯	293世帯	310世帯	厚生労働省「福祉行政報告例」
4か所 (H30)	5か所	6か所	6か所	7か所	7か所	厚生労働省「福祉行政報告例」
45.8% (H30)	52.8%	56.2%	59.7%	63.2%	66.7%	厚生労働省「福祉行政報告例」
4.9% (H30)	8.7%	10.6%	12.5%	14.4%	16.3%	県子ども家庭課調べ
34.3% (H25-H29)	36.7%	39.0%	41.4%	43.8%	46.2%	厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」

施策の柱		構成要素		成果指標		指標の設定趣旨
				参考指標		
配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境						
2	社会的養育の充実・強化	(3)	社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進		自立援助ホーム（シェルターを除く）の設置か所数	圏域や地域の児童人口に配慮した自立援助ホームの設置か所数が増えることが、児童養護施設を退所した児童などの自立支援の充実につながると考えられることから、指標として設定した。
3	ひとり親家庭の自立支援の推進	(1)	ひとり親になる前の親子支援の充実	養育費の取り決め状況（取り決めをしている割合）		養育費の取り決めをしている割合が増加することが、ひとり親家庭の経済基盤の充実につながると考えられることから、指標として設定した。
				面会交流の取り決め状況（取り決めをしている割合）		面会交流の取り決めをしている割合が増加することが、ひとり親家庭の子供がどちらの親からも愛され、大切な存在であることを実感することにつながると考えられることから、指標として設定した。
					母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数	母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費・面会交流の取り決め相談の解決件数が増加することが、養育費・面会交流の取り決めをしている割合が増加することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。
		(2)	ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実	ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）		ひとり親家庭が、個々の状況や課題に応じた必要な情報や適切な支援を受けることによって、子供の高卒業後の進学率が向上することが、子供の自立につながると考えられることから、指標として設定した。
				児童扶養手当の18歳到達による資格喪失通知対象者への進路調査による進学率（高等学校卒業後）	ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）は、5年に1回の調査で判明するため、達成状況を補足するため、毎年度把握できる児童扶養手当の18歳到達による資格喪失通知対象者への進路調査による進学率（高等学校卒業後）を参考指標として設定した。	
4	障害のある子供への支援	(1)	地域における重層的な障害児支援体制の構築	県内の医療型短期入所定員数		介護者がレスパイトできるよう医療型短期入所定員を確保することが、医療的ケア児及びその介護者の在宅生活の充実につながると考えられることから、指標として設定した。
				発達障害に係る1か月以上の初診待機者数（推計値）		発達障害に係る1か月以上の初診待機者が減少することは、発達障害の早期把握、早期支援を推進するため、各地域で相互補完の理念に基づく多職種連携支援が構築されていることの成果であると考えられることから、指標として設定した。
					児童発達支援センターの設置市町数	児童発達支援センターが設置されることが、障害児及びその家族が身近な地域で、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けられることにつながることから、参考指標として設定した。
		(2)	幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備	個別的教育支援計画作成率（公立幼稚園等）		発達障害に係る地域ネットワーク支援体制が整備された市町数
					個別的教育支援計画の作成率が上昇することが、幼児一人一人の障害の状態に応じた教育的支援につながると考えられることから、指標として設定した。	

目標数値						データ出典
プラン策定時	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	
3か所 (H30)	4か所	5か所	5か所	6か所	6か所	県子ども家庭課調べ
42.1% (R1)					52.7%	広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の 需要調査」
29.6% (R1)					40.2%	広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の 需要調査」
63件 (H30)	65件	70件	80件	90件	100件	県子ども家庭課調べ
52.2% (R1)					58.8%	広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の 需要調査」
令和2(2020)年 4月調査予定	調査結果を 踏まえ設定	調査結果を 踏まえ設定	調査結果を 踏まえ設定	調査結果を 踏まえ設定	調査結果を 踏まえ設定	県子ども家庭課調べ
47人 (H30)	59人	88人	88人	88人	88人	県障害者支援課調べ
2,728人 (H29)	2,950人	2,360人	1,610人	860人	0人	県障害者支援課調べ
9市町 (H30)	23市町	23市町	23市町	23市町	23市町	県障害者支援課調べ
2市町 (H30)	2市町	2市町	2市町	6市町	9市町	県障害者支援課調べ
97.2% (H30)	98.0%	98.5%	99.0%	99.5%	100%	文部科学省「特別支援教育体制整備状況 等調査」

施策の柱	構成要素	成果指標	参考指標	指標の設定趣旨	
配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境					
障害のある子供への支援	(2)	幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備	個別の教育支援計画作成率（公立小学校）		個別の教育支援計画の作成率が上昇することが、児童一人一人の障害の状態に応じた教育的支援につながると考えられることから、指標として設定した。
			個別の教育支援計画作成率（公立中学校）		個別の教育支援計画の作成率が上昇することが、生徒一人一人の障害の状態に応じた教育的支援につながると考えられることから、指標として設定した。
			個別の教育支援計画作成率（公立高等学校）		個別の教育支援計画の作成率が上昇することが、生徒一人一人の障害の状態に応じた教育的支援につながると考えられることから、指標として設定した。
			個別の指導計画作成率（公立幼稚園等）		個別の指導計画の作成率が上昇することが、幼児一人一人の障害の状態に応じた指導につながると考えられることから、指標として設定した。
			個別の指導計画作成率（公立小学校）		個別の指導計画の作成率が上昇することが、児童一人一人の障害の状態に応じた指導につながると考えられることから、指標として設定した。
			個別の指導計画作成率（公立中学校）		個別の指導計画の作成率が上昇することが、生徒一人一人の障害の状態に応じた指導につながると考えられることから、指標として設定した。
			個別の指導計画作成率（公立高等学校）		個別の指導計画の作成率が上昇することが、生徒一人一人の障害の状態に応じた指導につながると考えられることから、指標として設定した。
	(3)	教員の専門性の向上	特別支援学校教諭免許状保有率（小・中学校通級による指導の担当教員）		教員の特別支援教育に関する専門性を高めることが、生徒等一人一人の障害の状態に応じた指導の充実につながると考えられることから、専門性を客観的に評価する指標として設定した。
			特別支援学校教諭免許状保有率（小・中学校特別支援学級担任）		教員の特別支援教育に関する専門性を高めることが、生徒等一人一人の障害の状態に応じた指導の充実につながると考えられることから、専門性を客観的に評価する指標として設定した。
			特別支援学校教諭免許状保有率（特別支援学校教員）		教員の特別支援教育に関する専門性を高めることが、生徒等一人一人の障害の状態に応じた指導の充実につながると考えられることから、専門性を客観的に評価する指標として設定した。
	(4)	特別支援学校における教育の充実	特別支援学校高等部（本科）における就職希望者の内、就職した者の割合		特別支援学校高等部（本科）卒業者のうち、就職希望者全員の就職を実現することが、生徒の職業的自立の重要な要素の一つと考えられることから、指標として設定した。
			就職希望者のうち、卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得した者の割合	就職希望者のうち、卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得した者の割合	卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得することが、就職後においてもあきらめず、チャレンジする力を育むことにつながると考えられることから、参考指標として設定した。

プラン策定時	目標数値					データ出典
	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年	
87.0% (H30)	90.0%	92.5%	95.0%	97.5%	100%	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
85.7% (H30)	90.0%	92.5%	95.0%	97.5%	100%	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
77.4% (H30)	80.0%	82.5%	85.0%	87.5%	90.0%	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
99.5% (H30)	99.7%	99.8%	99.9%	100%	100%	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
95.8% (H30)	96.0%	97.0%	98.0%	99.0%	100%	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
94.0% (H30)	96.0%	97.0%	98.0%	99.0%	100%	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
88.2% (H30)	92.0%	93.0%	94.0%	95.0%	96.0%	文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」
67.9% (H30)	71.0%	74.0%	77.0%	80.0%	84.0%	文部科学省「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」
32.3% (H30)	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	文部科学省「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」
81.0% (H30)	100%	100%	100%	100%	100%	文部科学省「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」
100% (H30)	100%	100%	100%	100%	100%	文部科学省「学校基本調査」
82.6% (H30)	84.0%	86.0%	88.0%	90.0%	92.0%	県教育委員会特別支援教育課調べ

## 広島県子ども・子育て審議会 委員名簿

令和元年5月現在

所属団体・役職	氏名	審議会	計画部会
広島県商工会議所連合会 事務局長	植野 実智成		
一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 広島市安佐北区支部長	小川 優子		
特定非営利活動法人全国認定こども園協会 理事	甲斐 弘美		
広島県国公立幼稚園・こども園連盟 理事	景山 美百合		
特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン中国支部 理事	片元 彰		
広島県児童養護施設協議会 会長	上栗 哲男		
日本労働組合総連合会広島県連合会 連合広島女性委員会委員長	亀井 美砂子		
広島県PTA連合会 副会長	坂田 美穂		
公益財団法人ひろしまこども夢財団 監事	澤田 英三		
公益社団法人全国保育サービス協会 会員	重道 泰造		
広島県市長会 呉市長	新原 芳明		
公益財団法人広島県私立幼稚園連盟 理事長	住田 直之		
広島県私立幼稚園PTA連合会 会長	田中 亮介		
広島県学童保育連絡協議会 児童館館長	鷹野 まるみ		
広島県商工会連合会 事務局長	遠山 哲美		
広島大学大学院教育学研究科 教授	七木田 敦	会長	部会長
広島弁護士会 弁護士	平谷 優子		
広島県児童養護施設協議会 理事	藤原 みどり		専門委員
広島県民生委員児童委員協議会 副会長	三上 一城		
特定非営利活動法人子育てネットゆめくぼ 理事長	村若 尚		
一般社団法人広島県医師会 常任理事	森 美喜夫		
広島県町村会 坂町長	吉田 隆行		
広島県保育連盟連合会 会長	綿貫 博		

(計 23 名, 50 音順, 敬称略)

## 広島県子ども・子育て審議会 委員名簿

令和2年1月現在

所属団体・役職	氏名	審議会	計画部会
広島県商工会議所連合会 事務局長	伊木 剛二		
一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 広島市安佐北区支部長	小川 優子		
特定非営利活動法人全国認定こども園協会 理事	甲斐 弘美		
広島県国公立幼稚園・こども園連盟 理事	景山 美百合		
特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン中国支部 理事	片元 彰		
広島県児童養護施設協議会 会長	上栗 哲男		
日本労働組合総連合会広島県連合会 連合広島女性委員会委員長	亀井 美砂子		
広島県PTA連合会 副会長	坂田 美穂		
公益財団法人ひろしまこども夢財団 監事	澤田 英三		
公益社団法人全国保育サービス協会 会員	重道 泰造		
広島県市長会 呉市長	新原 芳明		
公益財団法人広島県私立幼稚園連盟 理事長	住田 直之		
広島県私立幼稚園PTA連合会 会長	田中 亮介		
広島県学童保育連絡協議会 児童館館長	鷹野 まるみ		
広島県商工会連合会 事務局長	遠山 哲美		
広島大学大学院教育学研究科 教授	七木田 敦	会長	部会長
広島弁護士会 弁護士	平谷 優子		
広島県児童養護施設協議会 理事	藤原 みどり		専門委員
広島県保育連盟連合会 副会長	三須 朋子		
特定非営利活動法人子育てネットゆめくば 理事長	村若 尚		
一般社団法人広島県医師会 常任理事	森 美喜夫		
広島県町村会 坂町長	吉田 隆行		

(計 22 名, 50 音順, 敬称略)

## 広島県子ども・子育て審議会の審議日程

区分	開催日	主な内容
審議会 第1回	令和元年5月10日	・策定の方向性 ・計画部会の設置
計画部会 第1回	令和元年5月10日	・部会長代理の選任 ・計画部会の進め方
計画部会 第2回	令和元年8月26日	骨子案の審議
審議会 第2回	令和元年9月6日	骨子案の審議
計画部会 第3回	令和2年1月10日	素案の審議
審議会 第3回	令和2年1月21日	素案の審議

## 県民意見募集（パブリックコメント）の実施

区分	内容
実施期間	令和2年2月3日～3月2日
公表場所	県庁行政情報コーナー、県庁健康福祉局子供未来戦略担当、 県の各厚生環境事務所・支所（厚生課・厚生保健課） 県ホームページ
募集した意見	「ひろしま子供の未来応援プラン」（仮称）＜素案＞について
意見の提出方法	郵便、ファックス、電子メール、電子申請
募集意見の件数	19件、11名、1団体

## 広島県議会での審議

日程	委員会名	内容
令和元年5月17日	生活福祉保健委員会	次期「ひろしまファミリー夢プラン」の策定について
令和元年9月11日	子供の未来応援・少子化対策特別委員会	次期「ひろしまファミリー夢プラン」について
令和元年9月17日	生活福祉保健委員会	次期「ひろしまファミリー夢プラン」について
令和2年1月31日	子供の未来応援・少子化対策特別委員会	「ひろしま子供の未来応援プラン」（仮称）素案について
令和2年2月19日	生活福祉保健委員会	「ひろしま子供の未来応援プラン」（仮称）素案について
令和2年2月19日	子供の未来応援・少子化対策特別委員会 （集中審議）	「ひろしま子供の未来応援プラン」（仮称）素案について



## 用語解説

## あ

▶ **I o T (アイオーティー)**

コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。Internet of Things の略。

▶ **I C T (アイシーティー)**

情報通信技術。Information and Communication Technology の略。

▶ **愛着**

養育者と子の間の根本的、基本的な絆。

▶ **アセスメント**

利用者の能力や抱える問題を見極め、問題に関する情報を収集し、状況分析・問題解決をするための方向性を見出すこと。

▶ **「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン**

子供が育つ環境に関わらず、県内全ての乳幼児に、質の高い教育・保育が行われ、小学校以降の教育の基礎が培われるよう、「オール広島県」で取り組むための本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方を示すとともに、県の施策の方向性と取組内容を具体化したもの（平成 29（2017）年 2 月策定）。

▶ **アドボケイト**

権利表明が困難な子供や高齢者、障害者など、自らの権利をさまざまな理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護すること（あるいは、代弁・擁護する者）

▶ **アフターケア**

児童福祉施設の退所者に対する支援。退所後に安定した生活を送るためには、虐待再発防止のための見守りや、社会的自立に向けた生活・就業支援などが必要となる場合が多い。

## い

▶ **育児休業取得率**

原則 1 歳に満たない子を養育している従業員のうち、育児休業を取得した人の割合。

▶ **イクちゃんネット**

妊娠・出産・子育てに関する行政上の手続、急なケガや事故・病気等のいざというときの対応、親子で参加できるイベント情報、子育て家庭がうれしいサービスを提供する店舗など、子育てに関する様々な情報を掲載したポータルサイト。

▶ **5つの力**

本県の乳幼児期の子供たちに、主体的な遊びや生活を通して育みたい力のこと。

〔「感じる・気付く力」、「うごく力」、「考える力」、  
「やりぬく力」、「人とかかわる力」〕

▶ **医療型短期入所**

自宅において重症心身障害児等の介護を行う者が、病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害児等を病院等に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の支援。

▶ **医療的ケア**

障害児等が生きていくために、学校や在宅等で日常的に行われる人工呼吸器の管理、たんの吸引等の医療行為。

▶ **インターンシップ**

生徒（学生）が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

## え

▶ **A I (エーアイ)**

コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。Artificial Intelligence（人工知能）の略。

▶ **ADHD（エーディーエイチディー）**

注意欠陥多動性障害。注意持続の欠如もしくは、その子供の年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴。Attention-Deficit Hyperactivity Disorder の略。

▶ **SNS（エヌエヌエス）**

登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイト。Social Networking Service の略。

▶ **NICU（エヌアイシーユー）**

新生児集中治療室（低体重児や先天的に重篤な疾患がある新生児に対応するための設備と医療スタッフを備えた集中治療室）。Neonatal Intensive Care Unit の略。

▶ **園・所等**

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育）・認可外保育施設など。

▶ **延長保育**

保育所，認定こども園等で，通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において，引き続き保育を実施する事業。

**お**

▶ **オレンジ（子供の権利）ノート**

児童養護施設に入所する児童等に配付して，自らの権利が守られることや，困った時には助けを求めることができることなどを説明するための冊子。

▶ **「親の力」をまなびあう学習プログラム**

広島県が開発した家庭の教育力向上を目的とした参加体験型の学習プログラム（通称「親プロ」）。

**か**

▶ **海外姉妹校**

県立学校と姉妹校提携を結んでいる海外の学校。海外姉妹校の生徒を広島へ招いたり，修学旅行や留学等で海外姉妹校を訪問するなどの交流を行っている。

▶ **学習支援ボランティア事業**

学生や教員OB等のボランティアを募集して，母子・父子家庭の児童の学習指導や進路相談などの支援を実施する事業。

▶ **学力向上推進地域**

児童生徒の課題を発見し解決する過程を通じた「主体的な学び」を促進し，学力の向上を図るため，小学校と中学校が連携して，教科指導と生徒指導の両面における指導方法等に係る実践的な研究を進める地域。中学校区10地域を指定。

▶ **学力フォローアップ校**

児童の「主体的な学び」を促進し，学力の向上を図るため，小学校低学年段階からの学習のつまずき等を把握し，解消する指導方法等に係る実践的な研究を進める学校。小学校20校を指定。

▶ **学齢期**

学校に就学して教育を受けることが適切であるとされる時期。満6歳の誕生日以後の最初の4月1日から9年間（満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）。

▶ **家庭教育支援アドバイザー**

学力に課題のある児童生徒の学習環境を整え，学力向上を図るための保護者等への働きかけや支援を図るため，学校に配置する社会福祉士，精神保健福祉士等の専門家。

▶ **課題発見・解決学習**

児童生徒が自ら課題を見付け，課題の解決に向けて探究的な活動をしていく学習。

▶ **家庭相談員**

福祉事務所の家庭児童相談室に家庭児童福祉関係専門職員として配置される会計年度任用職員。

### ▶ 家庭養育優先原則

子供の養育に当たっては、養育者に対する安全かつ継続的な愛着心という子供の基本的なニーズを満たすことの重要性などから、集団養育よりも家庭における養育を優先するという原則。

国及び地方公共団体は、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、保護者を支援することを原則とした上で、養子縁組や里親委託等、できる限り家庭における養育環境と同様の環境を提供するよう、それも適当でない場合には子供ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じることが、平成 28（2016）年児童福祉法の改正により示された。

### ▶ カリキュラム・マネジメント

各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき、教育課程を編成し、それを実施・評価し、改善していくこと。

## き

### ▶ キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

### ▶ キャリアパスポート

児童生徒が「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に活動を記録し蓄積する教材。

### ▶ 休日夜間急患センター

休日・夜間における比較的軽症な救急患者のために市町が設置している医療施設。

### ▶ 救命救急センター

重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入れる三次救急医療機関として知事が指定する医療施設。県内では 7 施設が指定されている。

## く

### ▶ グループホーム（小規模かつ地域分散した施設）

児童養護施設等に入所する子供のうち、本体施設から離れた地域の住居などで、5、6人が、専任職員等と家庭的雰囲気の中で生活するもの。具体的には、「地域小規模児童養護施設」及び「分園型小規模グループケア」のこと。

### ▶ グローバル・マインド

地球規模の広い視野で情報を捉え、文化や価値観の違いを認識し、自分自身の信念や価値観を明確にししながら、多様な人と協働できる価値観。

## け

### ▶ 刑法犯認知件数

刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る第 211 条の罪を除く）及び暴力行為等処罰ニ関スル法律などに規定する罪について、警察が、その発生を認知した事件の数。

## こ

### ▶ 合計特殊出生率

15～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したものの。一人の女性が、その年次の年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子供の数に相当する。

### ▶ 校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）

不登校等の児童生徒に対する個別の指導及び支援を行うため、学校の余裕教室等に設置した教室。

### ▶ こ食（孤食、個食等）

偏った食生活の問題。一人で食べる「孤食」、家族一緒の食卓でも別々の料理を食べる「個食」、同じものばかり食べる「固食」、食べる量が少ない「小食」、粉を使ったパンやうどんなどの主食を好んで食べる「粉食」などがある。

### ▶ 子育て応援イクちゃんサービス

企業や店舗等が、授乳室やおむつ替えスペース、子供向け食事メニューなど、子供や子育て家庭、妊婦向けに提供するサービス。親子で出かけやすい環境づくりを目指して、県と公益財団法人ひろしまこども夢財団が普及を図っている。

### ▶ 子育て支援員

都道府県等が実施する「子育て支援員研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等（小規模保育，家庭的保育，ファミリー・サポート・センター，一時預かり，放課後児童クラブ，地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護）に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者。

### ▶ 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を目的に，保健師等を配置して妊産婦等からの相談に応じ，健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう，必要な情報提供や関係機関との連携調整，支援プラン等の作成を行う機関。平成 29（2017）年の母子保健法の改正により，市町に設置の努力義務がある。（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）。

### ▶ 子育てスマイルマンション認定制度

マンションの住戸内・共用部などの「ハード仕様」，子育て支援サービス提供などの「ソフト支援」，便利な「立地環境」について，子育てしやすさに配慮したマンションを，広島県が認定し，情報発信する制度。

### ▶ 子供，児童

子供，児童の定義は，法律や事業によって異なる場合があるため，このプランの対象は，目安として概ね 18 歳以下としている。

（参考）

- ・子ども・子育て支援法の「子ども」：18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者
- ・児童福祉法の「児童」：満 18 歳に満たない者
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法の「児童」：20 歳に満たない者
- ・児童自立生活援助事業（児童福祉法に基づく事業）の対象には，一部，満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者を含んでいる。

### ▶ こども家庭センター

児童相談所，知的障害者更生相談所，婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）の機能を統合した，子供と家庭に関する総合的な相談支援機関。県内に 3 か所（西部，東部，北部）設置。

### ▶ 子ども家庭総合支援拠点

子供とその家庭及び妊産婦等を対象に，在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査，訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。平成 28（2016）年の児童福祉法の改正により，市町に設置の努力義務がある。

### ▶ （都道府県）子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法の第 62 条第 1 項により，都道府県が定める計画。都道府県は，基本指針に即して，5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされている。

### ▶ 子供食堂

地域のボランティアが子供たちに対し，無料または安価で栄養のある食事や団らんを提供する取組（子供に限らず，その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。）

### ▶ 個別の教育支援計画

特別な支援を必要とする幼児児童生徒について，医療，福祉，労働等の関係機関との連携を図るための長期的な視点に立って作成する計画。本人や保護者の願い，長期の支援目標，支援を行う関係機関等を記載する。

### ▶ 個別の指導計画

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の指導を行うために作成する詳細な計画。個別の教育支援計画に比べ短期的な計画であり，実態把握で分かったこと，学習面や生活面での指導目標，手立て，評価等を記載する。

## ▶ コンピテンシー

単なる知識や技能だけでなく、態度などを含む様々な心理的、社会的なリソース（主体性・積極性・協調性・協働性・回復力等）を活用して、複雑な要求（課題）に対応することができる実践能力や行動特性。

## さ

### ▶ 在宅医療

住み慣れた家庭や地域で安心して療養が受けられるよう在宅で医療を行うこと。医師による訪問診療，看護師による訪問看護，理学療法士等による訪問リハビリテーション，歯科医師による訪問歯科診療等がある。

### ▶ 在宅当番医制

休日・夜間における比較的軽症な救急患者のために開業医等が当番で診療を行うもの。市町において、各市郡地区医師会の協力を得て実施されている。

### ▶ 里親

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子供等に、愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度。養育里親，専門里親，養子縁組里親，親族里親の4つの類型がある。

### ▶ 産後ケア

退院直後の母子に対して、産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児サポート等を行うこと。産後に心身の不調や育児不安がある方、家族等から十分な家事、育児等の支援が受けられない方及び新生児等を対象に、宿泊、デイサービス、アウトリーチ等により市町が提供するサービス。

## し

### ▶ 次世代育成支援対策推進法都道府県行動計画

次世代育成支援対策推進法第9条第1項により、都道府県が策定することができる計画。都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子供の養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、こどもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

### ▶ 自然保育

保育者による個々の子供の状況や発達過程を踏まえた適切な環境づくりや支援のもと、さまざまな自然体験活動を通して、子供たちの豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育等。幼稚園や保育所の多くでは、以前から、自然環境を活用した体験活動を日々の教育や保育に取り入れる取組が行われており、近年では、自然との触れ合いを大切に「森のようちえん」と呼ばれる取組も広がっている。

### ▶ 児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者。民生委員が児童委員を兼ねており、また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

### ▶ 児童家庭支援センター

児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術が必要な相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童やその家庭への指導・援助を総合的に行うほか、市町への技術的助言等を行う相談支援機関。

### ▶ 児童虐待の通告義務

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない義務。全ての人に通告義務がある。

### ▶ 児童心理司

児童相談所に配置が義務づけられている児童心理の専門職。子供、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子供、保護者等に対し心理診断を行うとともに、心理療法、カウンセリング、助言指導等を行う。

### ▶ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

虐待かもしれないと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号。

### ▶ 児童発達支援センター

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設。

### ▶ 児童福祉司

児童相談所に配置が義務づけられている児童福祉の専門職。子供、保護者等から子供の福祉に関する相談に応じるとともに、必要な調査、社会診断、支援・指導、関係調整等を行う。

### ▶ 児童福祉審議会

児童福祉等に関する事項を調査審議するため、都道府県が設置する附属機関（市町村も設置可能）。本県では、広島県社会福祉審議会児童福祉分科会が該当する。

### ▶ (平成28(2016)年の)児童福祉法改正の趣旨

平成28(2016)年の児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)において、児童は適切に養育され、健やかな成長・発達や自立等を保障されることなどの権利を有することや、国民は児童の最善の利益を優先して考慮し児童の健やかな育成に努めることなど、児童の福祉を保障するための原理が明確化された。

### ▶ 児童扶養手当

18歳に達した最初の3月31日までの児童がいる母子・父子家庭等に対する手当制度。

### ▶ 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童、環境上養護が必要な児童を入所させて、養護するとともに、退所した者に対し相談や自立のための援助を行う施設。

### ▶ 社会的養育

社会が子供の養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方に基づき、全ての子供を対象として支援を行う考え方を表したもの。「社会的養護」のみならず、市町が行う地域子育て支援拠点事業などの地域における子育て支援施策全般も含まれる。

### ▶ 社会的養護

保護者のない子供や、保護者に監護させることが適当でない子供を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

### ▶ 周産期

妊娠後期(妊娠22週)から新生児早期(生後7日未満)の期間。

### ▶ 周産期母子医療センター

周産期に係る高度な医療を対象とした医療施設で高度な周産期医療を行うことのできる総合周産期母子医療センターと比較的高度な周産期医療を行うことのできる地域周産期母子医療センターとがある。

### ▶ 主体的な学び

学習者基点の能動的な深い学び

### ▶ 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。

### ▶ 小規模グループケア

児童養護施設等において、小規模グループ（6～8人）ごとに居室、居間、台所、浴室及びトイレなどを設けるとともに、グループ担当職員を置き、家庭的な雰囲気の中で児童のケアを行うもの。

### ▶ 小児救急医療電話相談事業

子供の急な発熱・ケガなどで、すぐに医療機関を受診すべきかどうか保護者が判断に迷ったときなどに、看護師が電話で専門的なアドバイスを行う事業。広島県では毎日19時～翌朝8時（13時間）の間で実施している。電話番号は#8000（全国統一番号）

### ▶ 少年サポートセンター

少年の非行防止や立ち直り支援等に関し、関係機関・団体と連携した活動を行う拠点として、県警察が広島市・福山市と共同で両市に開設し、少年に関する相談への対応や各種体験活動・学習支援等を行う機関。

### ▶ 情報モラル

情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

### ▶ ショートステイ

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業（原則として7日以内）。

### ▶ ジョブサポートティーチャー

就職支援教員。県内特別支援学校の就職支援の取組の一環として、次の業務を行う者。

就業体験や・職場実習の受入先・求人企業の開拓

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等、関係機関との連携

担任・進路指導主事等との連携

校内研修会等の講師

生徒への面接指導

就業体験・職場体験における生徒の支援

### ▶ 自立援助ホーム

義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進するため、これらの者が共同生活を営む住居。

### ▶ 新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するなど、向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策として、平成30（2018）年度に国で策定したプラン。

## す

### ▶ スーパーバイザー

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理又は福祉の専門性を有する人材に対して、より高度な専門性からの助言や支援を行う人材。

### ▶ スクールカウンセラー

いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見、早期解決のため、公立学校において教育相談等を行う臨床心理士等の専門家。

### ▶ スクールサポーター

生徒指導上の課題の大きな学校に赴き、児童生徒の問題行動に対する指導・助言や相談対応、学校周辺での街頭補導活動などの少年健全育成活動を行う県の会計年度任用職員。

### ▶ スクールソーシャルワーカー

生活環境に課題のある家庭の保護者等に対する効果的な支援を図るため、公立学校に配置する社会福祉士、精神保健福祉士等の専門家。

### ▶ スタートカリキュラム

小学校に入学した子供が、園・所等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を作り出していくためのカリキュラム。

## せ

▶ **全国学力・学習状況調査**

全国の小学校第6学年及び中学校第3学年を対象として、国が平成19(2007)年度から実施している調査。教科に関する調査(国語、算数・数学等)と生活習慣・学習環境等に関する質問紙調査がある。

## た

▶ **待機児童**

保育の必要性が認定され、認可保育所等の利用申し込みがなされているが、利用していない児童。ただし、特定の保育所等を希望するなど私的な理由により待機している場合等は除く。

▶ **退所児童等アフターケア事業所**

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する事業所。

▶ **体罰**

身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為(罰)。ただし、罰を与えることを目的としない、子供を保護するための行為(道に飛び出しそうな子供の手をつかむなど)や、第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為(他の子供に暴力を振るうのを制止するなど)等は、体罰には該当しない。

▶ **短期留学プログラム**

県内の小・中学生、高校生が海外で異文化交流等を行うために参加する1~2週間程度の民間事業者が実施する募集型旅行。

## ち

▶ **地域子育て支援拠点**

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場。公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となっている。

▶ **地域子ども・子育て支援事業**

市町が地域の子育て家庭に対して、身近な場所に集いの場を提供し、子育て相談をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進し、児童及び家庭の福祉の向上を図るための事業。

## つ

▶ **通級による指導**

通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態。

## て

▶ **DV(ディーブイ)**

配偶者からの暴力(身体に対する暴力、精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力)。Domestic Violenceの略。配偶者には、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(事実婚)や生活の本拠を共にする交際相手を含む。また、元配偶者等も含む。

▶ **デジタルライゼーション**

IoTの進化によって、生活の中ではあらゆるモノやコト、ビジネス面では商品やサービス、それらを企画・開発・製造する工程や販売、流通やマーケティング、さらには消費者の体験、これらのバリューチェーンの隅々にまでデジタルを適用すること。

▶ **デジタルコンテンツ**

デジタル化された情報(デジタルデータ)で構成されたものの総称。

▶ **デジタルトランスフォーメーション**

「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。

▶ **テレワーク**

ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィス勤務(施設利用型勤務)」の総称。



## と

## ▶ 「道徳教育改善・充実」総合対策事業

県内の道徳教育の一層の充実を図るため、道徳教育を推進する学校を指定し、実践・研究を行い、その成果を県内に普及する事業。

## ▶ 特別支援学級

特別支援学校の対象児童生徒等の障害の程度には至らない障害のある子供の教育のため、小・中学校等に設置できる学級。

## ▶ 特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

## ▶ 特別支援学校技能検定

特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒の就労を支援するため、学校や関係企業団体と連携して広島県が開発した認定資格に基づく検定。清掃、接客、ワープロ、流通・物流、食品加工の5分野で実施。

## ▶ 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

## ▶ 特別の教科 道徳

「道徳の時間」を教育課程上新たに特別の教科として位置付けたもの。（平成 27（2015）年 3 月学校教育法施行規則改正）

## ▶ 特別養子縁組

子供の福祉の増進を図るために、養子となる子供の実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。

## に

## ▶ 二次保健医療圏

医療法の規定による区域。地理的条件等の自然条件や交通事情等の社会的条件、患者の受療動向等を考慮して、一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地域的な単位で、県内には 7 圏域ある。

## ▶ 乳児院

乳児を入院させて、これを養育するとともに、退院した者に対し相談その他の援助を行う施設。

## ▶ 乳幼児期

乳児期と幼児期を合わせた時期（乳児... 1 歳未満の者、幼児... 満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者）。

## ▶ 乳幼児教育支援センター

平成 30（2018）年 4 月に広島県教育委員会事務局内に設置された「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる施策を総合的に推進する拠点となる部署。

## ▶ 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、就学前の子供に幼児教育・保育を一体的に提供し、併せて地域の子育て支援も行う施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の 4 種類があり、幼保連携型は平成 27（2015）年 4 月から「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として新たに位置づけられた。

## ね

## ▶ ネウボラ

「ひろしま版ネウボラ」参照。

## の

## ▶ ノンステップバス

車いす利用者や高齢者等の利用を容易にするため、地面から床面までの高さを概ね 30 cm 以下とし、乗降口に段差をなくしたバス。

## は

▶ **パーマネンシー保障**

親による養育が困難な場合、子供の成長のために、特別養子縁組等により、永続的な養育者と養育環境を保障しようとする考え方。

▶ **ハイリスク分娩**

母体又は胎児・新生児におけるリスクの高い妊娠に対する分娩。

▶ **発達障害**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

▶ **バリアフリー**

高齢者、障害者等が社会生活をしていくうえで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）、情報面での障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという考え方。

## ひ

▶ **PDCA（ピーディーシーエー）サイクル**

生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan（計画） Do（実行） Check（評価） Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

▶ **ビッグデータ**

従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。

▶ **避難行動要支援者**

市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他

▶ **非認知的能力**

記憶できる、知識を正確に理解する、読み書きができるなどのいわゆる学力に相当する知力（認知的能力）ではなく、好奇心が豊かである、失敗してもくじけずそれを上手く生かせる、必要なことには集中、我慢ができる、自分にそれなりに自信があるなど、好奇心、自己制御、忍耐力、自尊心等に関係する力。

▶ **病児保育**

地域の児童を対象に、その児童が発熱等の急な病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が保育する事業及び保育中の体調不良児を保護者の迎えまで安静に預かる事業。

▶ **広島県地域医療支援センター**

都道府県が医師の地域偏在解消に取り組む拠点として設置するもので、医療法にも位置づけられており、広島県では、（公財）広島県地域保健医療推進機構内に設置されている。（県委託事業）臨床研修医の確保、県内外医師への就業あっせん、過疎地域における県育成医師の配置調整、女性医師の職場環境の向上支援など、医師の確保と定着促進に係る各種取組を進めている。

▶ **広島県福祉のまちづくり条例**

全ての県民が、自らの意志で自由に行動し、社会参加できるような環境の整備に向けて平成7（1995）年に制定した条例。

▶ **広島県保育士人材バンク**

保育士の保育所等への就業を支援するために、県が運営する無料職業紹介所。

▶ **広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動**

「災害に強い広島県」の実現を目指し、県民の皆様や自主防災組織などの地域で活動されている皆様、災害から命を守るために適切に行動することができるよう県民、自主防災組織など、事業者、行政などが一体となって、災害時の被害をできる限り軽減する減災に取り組む運動。

### ▶ ひろしま自然保育認証制度

自然体験活動を計画的・継続的に取り入れて、教育・保育を行っている団体を、県独自の基準により認証する制度（幼稚園、保育所、認定こども園のほか、認可外保育施設なども、認証の対象）。

### ▶ ひろしま版ネウボラ

子育ての安心感を醸成するため、すべての子育て家庭を対象に、傾聴・対話によるポピュレーションアプローチを行い、子育て家庭との間に信頼関係を構築しながら、リスクに対しては早期に適切な支援を提供するなど、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートする体制。平成 29（2017）年度から、県がモデル事業を実施している。

### ▶ ひろしま“ものづくり”技能検定

県内の工業高校・工業系学科の生徒が、“ものづくり”に対する高い「技と心」を学び、更に技術・技能の向上を目指し、技能レベルの“見える化”と“企業との共有化”を図ることを目的として、企業の協力を得て作成した本県オリジナルの技能検定。

## ふ

### ▶ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

### ▶ ファミリーホーム

保護者のない子供又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子供を、里親や児童影響施設職員など経験豊かな養育者の家庭に迎え入れ、子供の自立を支援する事業（または、その事業をおこなう住居）。子供の定員は6人までで、養育者には資格要件がある。

### ▶ フィルタリング

一般的な意味では「ろ過」することだが、コンピュータやWebなどインターネットの世界では「情報ろ過」を指す。情報ろ過としては、未成年者に対する成人サイトや有害情報サイトなどからの保護などが代表的な例。

### ▶ フォスタリング

里親の広報、リクルートやアセスメント、里親に対する研修、子供と里親家庭のマッチング、子供を委託中の里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子供にとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援。

### ▶ フリースクール

主に不登校等の児童生徒を対象として、相談や学習機会、安心して過ごせる居場所の提供などを行う、民間施設やNPO等。

## ぼ

### ▶ 放課後子供教室

地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

### ▶ 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。放課後児童健全育成事業として実施される。

### ▶ 放課後児童支援員

放課後児童クラブにおいて、子供の健康管理、安全確保、自主性、社会性、創造性を培う遊びや体験活動など、放課後児童クラブに通う子供への育成・支援を行う者。保育士や社会福祉士等の資格を持ち、都道府県等が指定した「放課後児童支援員認定資格研修」を修了した者でなければならない。

### ▶ 母子家庭等就業・自立支援センター

母子・父子家庭の雇用先の開拓や就業に役立つ講習会等の開催並びに就業相談等を実施する機関。

### ▶ 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる女子とその者が監護する児童を入所させて保護するとともに、自立促進のために生活を支援し、あわせて退所した者に対し相談や援助を行う施設。

### ▶ 母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭等の修学資金・就学支度資金等の資金需要に対する貸付制度。

### ▶ 母子父子自立支援員

ひとり親や寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導を行う者。

### ▶ ポピュレーションアプローチ

「集団全体への働きかけ」であり、母子保健・子育て支援分野においては全ての子育て家庭を対象とした予防的支援（働きかけ）。

## ま

### ▶ 学びの変革

知識ベースの学びに加え、「知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるか」を重視した「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動。

### ▶ 学びのセーフティネット

家庭の経済的事情等に関わらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現することを目的として実施される方策・制度。

### ▶ マネジメントサイクル

児童生徒の体力等を分析した上で、実態に応じた目標設定及び取組方針を策定するとともに、その成果を評価・検証し、次に生かすなど、「Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）」による仮説・検証型プロセスを循環させるフレームワーク。

## み

### ▶ 民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。「児童委員」を兼ねている。

## め

### ▶ 面会交流

離婚後に子供が非同居親と行う面会。

## ゆ

### ▶ ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、全ての人々が利用しやすい、全ての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

## よ

### ▶ 養育費

離婚後、子供の養育のため親権のない親から親権者に支払われる費用。

### ▶ 幼児教育アドバイザー

乳幼児教育支援センター等に配置され、園・所等を訪問して、その専門的な知識・技術に基づき乳幼児期の教育・保育の推進に係る助言を行うなど、園・所等の支援に従事する専門職員。

### ▶ 幼児教育・保育の無償化

令和元（2019）年10月から開始された、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの全ての子供たち、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子供たちの利用料が無償となる制度。

### ▶ 要保護児童対策地域協議会（要対協）

市町等の地方公共団体が設置して、虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童等に関する情報交換や支援を行うための協議会。平成16（2004）年児童福祉法改正で、法的に位置づけられた。

### ▶ 幼保小連携教育

園・所等での育ちと学びを小学校の学びにつなぐ教育活動を実践するために、園・所等と小学校が連携し、お互いの教育・保育を理解し、見直して、子供の育ちと学びを連続させていく教育。

## ら

### ▶ ライフデザイン

結婚、出産、子育て等に関する正しい知識や情報などを踏まえ、将来どんな人生を送りたいかについて、自分の価値観に基づいて、ライフプラン（人生の計画）を思い描くこと。

## り

▶ **リクルート**

人員の募集。求人。

▶ **両親学級**

市町等が妊産婦とその家族を対象に実施する妊娠，出産，子育ての準備に必要な知識や沐浴，授乳等のスキルを学ぶための教室。

▶ **療養介護**

医療と常時介護を必要とする人に対して行われる，医療機関での機能訓練や，療養上の管理，看護，介護及び日常生活の支援。

## れ

▶ **レスパイトケア**

介護等にあたる家族が一時的に介護等から離れて，心身の疲れを癒すことができるよう，公的サービスなどで一時的に介護等を行う仕組み。

## わ

▶ **わたしのキャリアノート**

児童生徒にキャリア教育に関する学習内容等を学年ごとにまとめさせる資料。個々の児童生徒には，キャリア教育年間指導計画や学習資料等の関連資料もあわせて，1冊のファイルとして蓄積させ，上級学校へ持ち上がらせる。